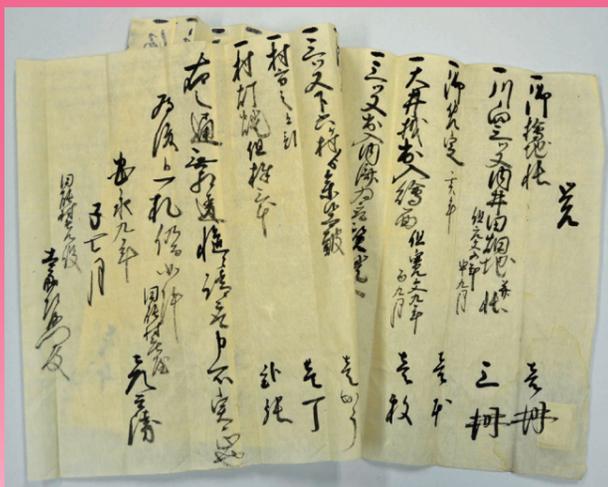


第二節〈史料編〉1

近世文書の伝来と活用



上島彦兵衛家文書
安永九年「庄屋文書引継目録」(田能村)

田能村の文書の伝来 (上島彦兵衛家文書、安永9年「庄屋文書引継目録」、明治17年「当村共有物引継目録」より)	
【近世：安永9年(1780)】	【近代：明治17年(1884)】
<p>土地</p> <p>検地帳 安永4年田畑絵図</p>	<p>文禄3年検地帳 享和2年検地帳 天保9年名寄帳 天保9年検地写帳</p> <p>地租御改正関係諸調帳簿 地券証渡帳 地券名前帳 地籍帳簿 山野取調簿 山林原野一筆限帳</p>
<p>水利</p> <p>寛文9年出入関係 宝暦7年三ツ又井関係</p>	<p>寛文9年出入関係 宝暦7年三ツ又井関係 下六ヶ村三ツ俣争論関係 富田村より当村へ差入一札 岩屋村水論為取替一札</p>
<p>貢租</p> <p>安永8年免状等</p>	<p>御免状并検地帳</p> <p>明治16年中地方税徴収簿 明治16年中地税徴収簿 明治16年中村費勘定徴収簿</p>
<p>戸籍</p> <p>安永8年宗門改帳</p>	<p>戸籍帳写</p>
<p>五人組</p> <p>享保14年五人組法度書 安永8年五人組帳</p>	
	<p>種痘人済証 氏神三社関係書類 地誌取調書</p>

文書群の性格 地域研究史料館は、尼崎地域に関連する十万点単位の近世文書を収蔵しています。現在、閲覧可能な文書群とその概要は、史料館公式ウェブサイト中の「古文書・近現代文書類」のページに公開されています。目録データがあるものは、PDFファイルでご覧いただくことができます。

文書群は、市内に関するものが六地区(大正五年一―八八九一の町村制にもとづいて成立した行政村の村域を単位とする現行の行政区)と「その他」、市外が「摂津」と「その他」に分類されています。

これらの文書群は、それぞれに伝来の経緯が異なり、異なる固有の性格があります。調査・研究に各文書群を利用するためには、これを把握することが必要です。

近世文書の特徴は、幕府や藩など支配する側の文書に加えて、町村に膨大な文書が残されていることです。町村は幕藩領主支配の単位であり、役人を務める町人・百姓家では毎年多くの文書が作成され、代々保管されました。

田能村の文書引継目録 町村役人が交代すると、旧役人から新役人へ文書が引き渡されました。安永九年(二七八〇)、田能村の庄屋交代時に作成された「庄屋文書引継目録」(地域研究史料館所蔵、上島彦兵衛家文書)から、どういう文書が保管されていたのかをみていきます。

引継目録に記載される文書は、土地・水利・貢租・戸籍・五人組に大別できます。

土地は、検地帳一冊と安永四年田畑絵図一舗(は)です。目録に検地帳の年紀は未記載ですが、文禄三年(二五九四)のいわゆる太閤検地帳だと考えられます。

水利は、田能村の猪名川地先に設けられた樋口から取水する三ツ又井組(みづまたい)に関わる文書です。井組内では、しばしば用水の分配をめぐる争論がおり、解決時に取り決めが交わされました。争論は、他の井組の間でもおこりました。用水は農業にとって不可欠であり、これらの文書は村の権利を守る大切なものとして保管されました。

貢租は、前年の免状(めんじょう)が引き渡されました。免状は村の年貢納入高を通達する文書で、毎年作成されました。年貢高の変遷が知られることから、村では大切に保管され、長期間の免状が残されている文書群も多いのですが、安永九年の田能村の場合、引き渡されたのは前年の免状だけです。長期間、あるいは二、三年以内の免状が引き渡されることも少なくありませんが、田能村では安永八年分のみが対象となっています。

安永七年以前の免状は前庄屋家に残されることになり、反古紙(ほんこ)として再利用されることもあったかもしれませんが、この田能の例のように、庄屋が交代すると現用文書と非現用文書の区別が行なわれ、村の文書が分散する場合があります。

村の家ごとの家族構成・宗旨が記載される宗門改帳(しゅうもんかい帳)も毎年作成されましたが、やはり現用文書として引き渡されたのは前年分のみです。五人組帳も同様で、キリシタン・年貢納入の連帯責任等百姓支配の基本法令が記される法度書(ほつどがき)も、享保一四年(一七二九)分のみが引き渡し対象となっています。

文書の引継と取捨選択 庄屋交代時に、筆筒・帳箱(ていばこ)等に収納される文書の大半が新庄屋に引き渡される村もありますが、それでも現用文書と非現用文書は区別され、非現用文書は旧役人家に残されるか、あるいは

処分されました。宗門改帳は、村の人口動態を知ることができる有用な史料ですが、文書群によって残存量が異なるのは、こうした理由からです。

一方、水利関係の文書は、近世初頭(しんせい)のものが残されていることも少なくありません。それは、村の権利に関わる重要文書だったからです。とりわけ、争論関係文書は大切に保管されました。幕藩領主の裁許状(さいしよじょう)は、立派な箱に収められていることもあります。ただし、多くの場合は、願書・返答書や結果が記された文書のみが残され、争論の過程で作成された多くの文書は破棄されています。文書群は、こうした近世の人々による取捨選択を経て現存しているのです。

田能村は幕府領と旗本長谷川家の相給村(あいきりやう)で、幕府領は、大坂城代領・大坂定番領となるなど領主交代が繰り返されました。こうした相給支配と頻繁な領主交代は大坂周辺農村の特徴であり、領主交代のたびに現用・非現用の区別が行なわれ、文書が散逸することが多かったと考えられます。また相給村の庄屋家には、一領主に関わる文書だけが残されていることが少なくありません。市域では

東部に相給村が多いので、調査・研究においては、こうした文書の伝来に留意しなければなりません。ゆえに、町村の領主変遷を知ることが必要なのです。

一方、代々庄屋を務め、近代以降も町村を生産・生活の基盤とした家の文書は、文書引き渡しの経験がないため、多種多様な文書が豊富に残る傾向があります。

近世の村は、明治二二年の町村制施行までは行政単位でした。田能村の明治一七年の引き渡し目録（上島彦兵衛家文書「当村共有物引継目録」）には、明治以降作成された文書とともに、村の権利に関わる近世の土地・水利文書が記載されています。近代においても、現用文書として大切に保管される近世文書があったのです。明治以降も近世文書が廃棄されることなく残されたのは、村が行政・生産・生活の単位として機能し続けたからです。近代の裁判で、近世文書が証拠書類として活用されていることも少なくありません。近世文書は、近代においても「生きている文書」でした。

公文書と私文書、収集文書 近世から近代のある時期まで、町村役人家が役場であり、土地・戸籍・村入用等の公文書が町村役人家で保管されました。そのため公文書と、その家の私文書はしばしば混在しています。

私文書には経営帳簿、金銭出入帳、家の吉凶に関わる文書等々があります。表題・内容から公文書・私文書の区別がつきやすいものもありますが、とくに手紙は、町村役人として交わされたものか個人的なものか、判断に困ることもめずらしくありません。とくに近世は公と私の境界が曖昧な社会であり、調査・研究の最初の段階において、各文書の作成目的が公私いずれなのかを確定することが必要です。

大庄屋の文書や、しばしば争論の内済うちさきに関わった家の文書を見ていると、その村と直接関係のない文書に出くわすことがあります。また、家文書に、その村とは無関係な文書が含まれていることもあります。新しく家の一員となった養子・妻が生家から持ち込んだと判断できる文書も多いのですが、なぜその文書がそこにあるのか、はつきりとした理由は不明なことが大半です。なかには非常に興味深い内容の文書である場合もありますが、伝来の経緯が不明な文書は、慎重に利用しなければなりません。

収集文書もあります。すべてが収集のこともありませんが、家文書に収集文書が含まれている場合もあり、可能な限り、収集文書の履歴確定に努める必要があります。

近世文書の性格は多様です。調査・研究では、最初に、その文書群の性格を押さえる必要があります。家の代々の当主、経営、役人を務めた期間、支配した領主の変遷を知ることが求められます。

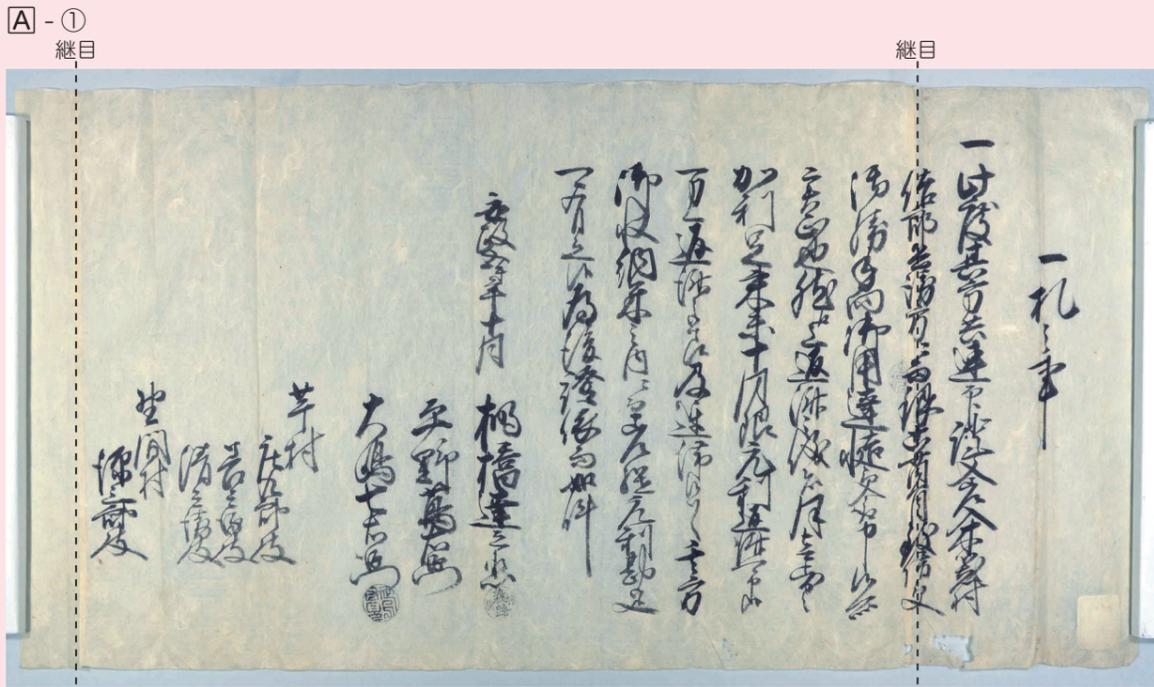
文書の形状と種別 文字を書くために使用する紙を料紙りょうしといい、目的や用途によって紙質・形状が選択されました。

武家・寺社では雁皮がんぴを原料とし、光沢のある上質の斐紙ひしも利用されましたが、町村文書では大量に生産できた楮紙しゆしが多く用いられました。楮紙は、用途によって、檀紙だんし・奉書紙ほうしょし・杉原紙すぎはらし等が使われられました。近世にはもともとも普及した紙質です。

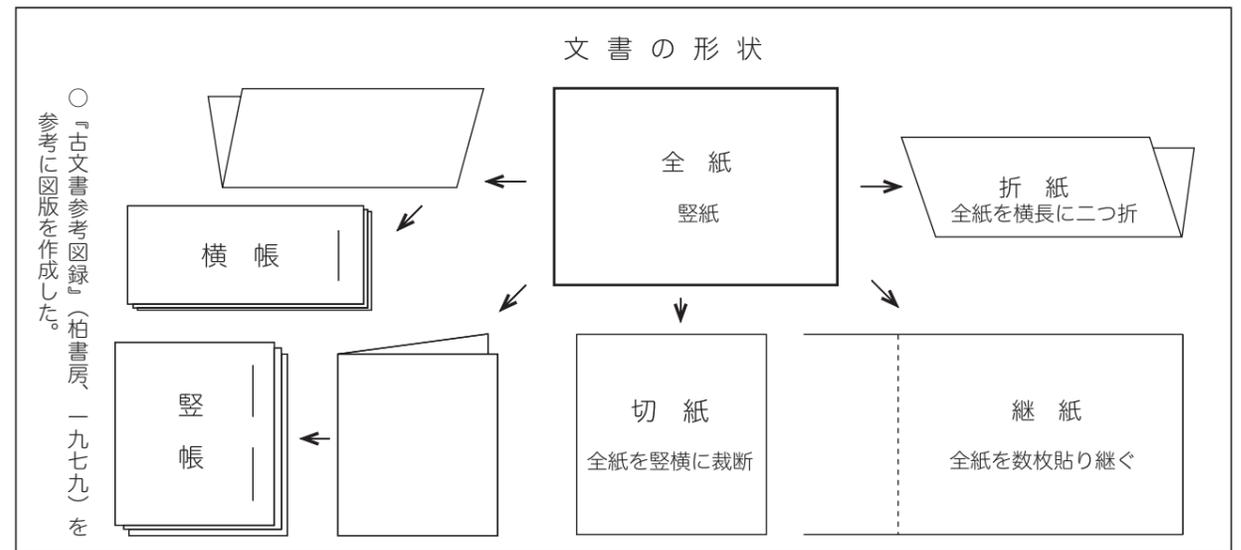
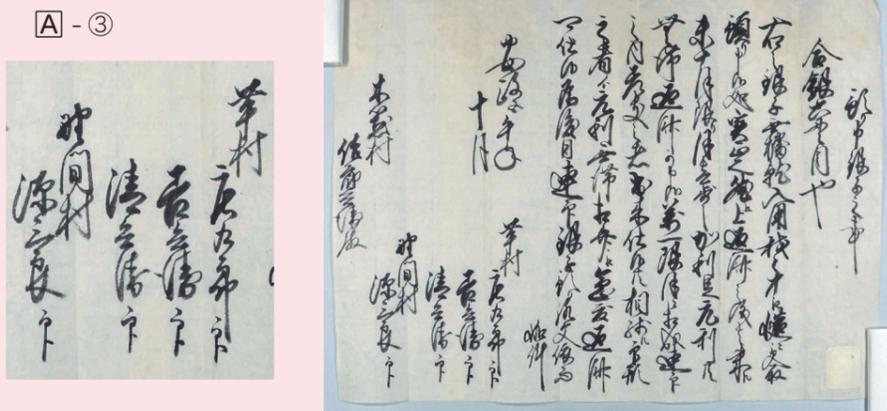
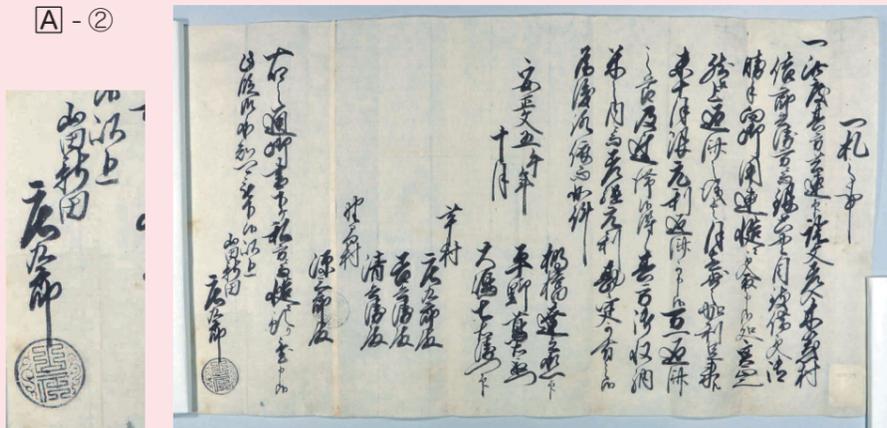
一紙文書と一括 近世文書の形状は、一紙文書と冊子文書に大別できます。

一紙文書には、料紙の全紙を横長の形でそのまま使うたてがみ、横に二つ折りにして使う折紙おりがみ、切って使

白井栄氏文書、安永5年「御用銀受取りにつき一札」「(同) 写し」「(同) 銀子預かり証文控え」

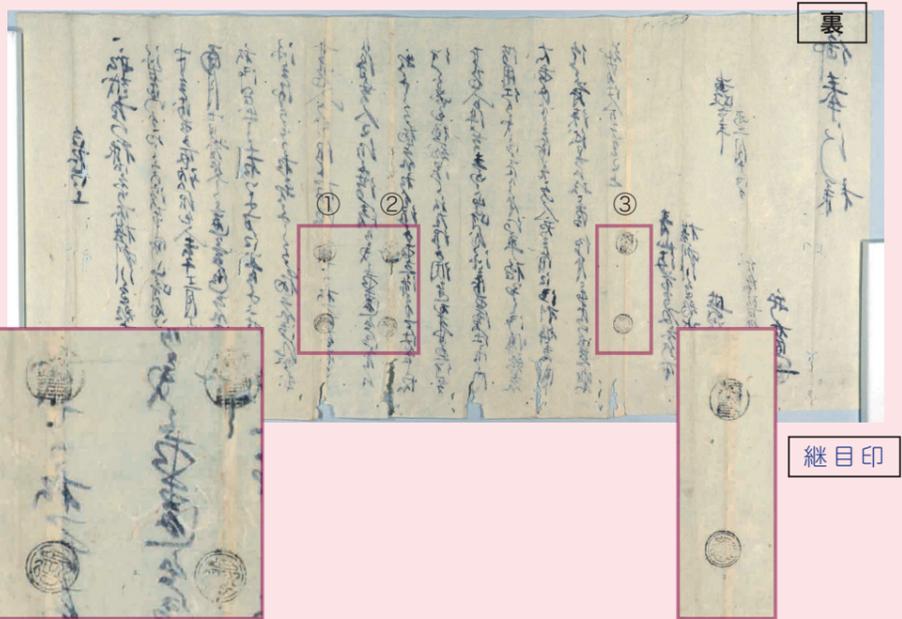
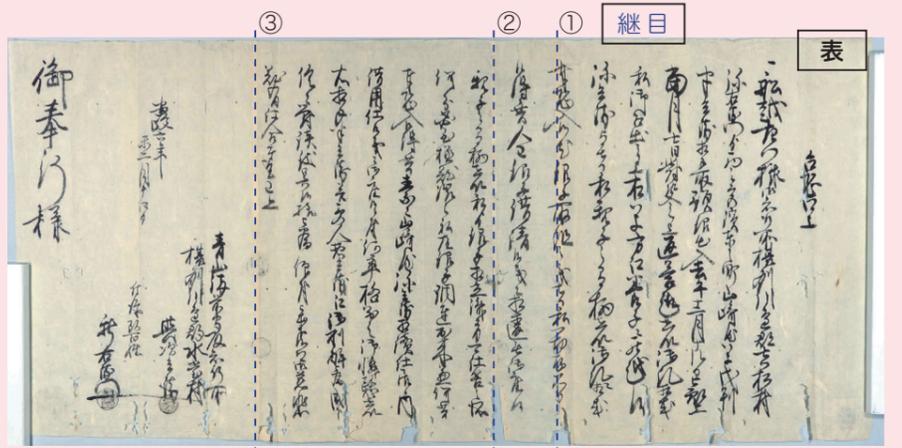


白井栄氏文書（地域研究史料館寄託）。白井家は山田村（現伊丹市）の出身ですが、江戸時代の初めにはすでに今北村のうち芋村山田新田に居住していたと思われます。慶応元年（1865）の武庫川洪水により山田新田が全滅したため、明治初年から昭和戦前期まで尼崎町の宮町において生揚げ醤油などの醤油醸造・販売業として「白井庄九郎商店」を営みました。



○『古文書参考図録』（柏書房、一九七九）を参考に図版を作成した。

川端正和氏文書(2)、安政6年「預り銀子返済難渋につき用捨願い」



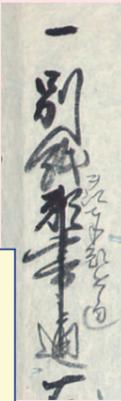
う切紙、二枚以上の紙を貼りつないで使う継紙があります。

具体的に説明しましょう。前頁の「一札之事」(A-①)は、前後に切紙が貼られた継紙の文書です。紙のつなぎめを継目といい、右の紙を上にして貼るこ

とが多く、継目には、関係者が押印していることもあります。

「一札之事」は、尼崎藩が領民に銀六貫目を借用した際、藩の役人が貸し手である芋村の庄九郎等三人と野間村(現伊丹市域)の源三郎の計四人に返済を約束

下書



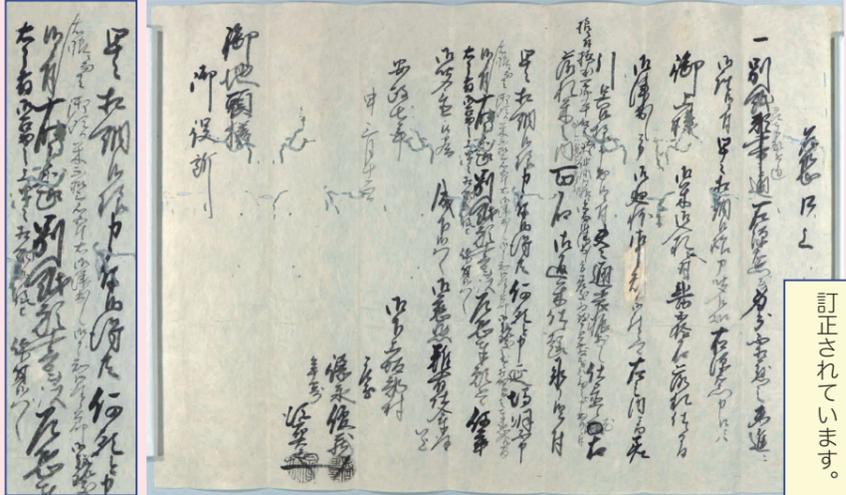
見消
「願書之通」に傍線が引かれ、右隣に「ヲ以奉願上候通」と訂正されています。

縦帳

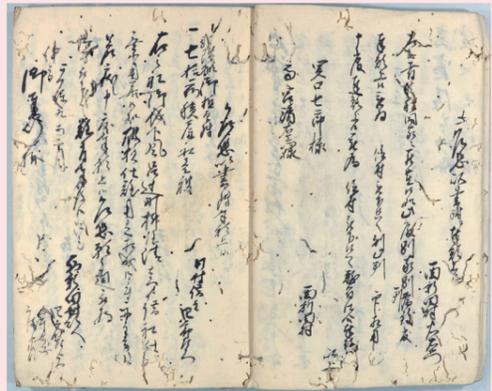
冊子文書

横帳

加筆・挿入



徳永孝哉氏文書(1)、安政7年「源右衛門末進につき口上」



小西光信氏文書、天保8年「諸事願書控え」



高寺清太郎氏文書、寛政9年「村方入用覚え日記」

した証文です。棚橋・平野・大嶋の三人が藩の役人でおそらく農村支配を統轄する郡代だと思われる。棚橋・大嶋が押印していることから原本だと考えられ、平野が押印していないのは、文書作成時に不在が病氣療養中であつたためだと思われる。

この証文は、宛名人の芋村・庄九郎と同一人物だと思われる山田新田村の庄九郎が保管しました。そこで、原本が書写され、庄九郎が確かに預かった旨の文書が作成されました(A-②)。そのため、この文書では、「一札之事」(A-①)の差出人である藩の役人の押印箇所には「印」と書かれ、末尾に「私方二而慥二預り置申候」(私方にて慥かに預かり置き申し候)と認め、庄九郎が押印しています。

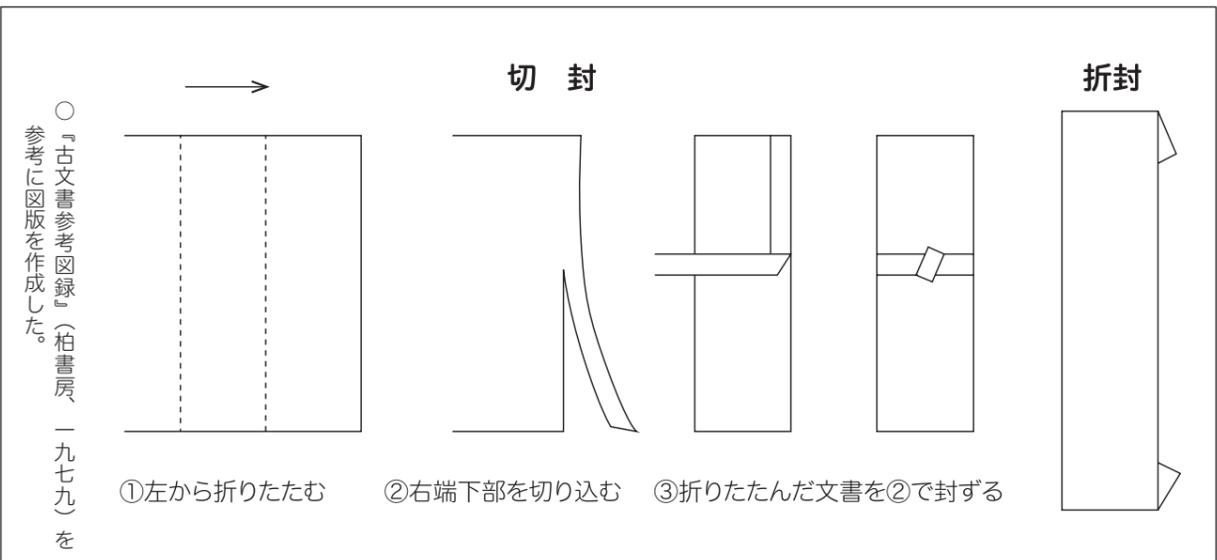
実は、藩に用立てられた銀六貫目は、庄九郎たちが木器村(現三田市域)の百姓から借用したものでした。「預り申銀之事」(A-③)は、両者の間で交わされた借銀証文です。原本は貸し手に渡され、庄九郎側にはその写文書が残されました。原本には庄九郎たちが押印し、写文書では、原本の押印個所に「印」と記されています。

古文書学では、写のうち、原本に準じて作成され原本に準じた効力を持つ文書のことを案文といえます。近世の町村文書では、案文と控えのための写が厳密に区別されていたのは、判然としないことが多くあります。ただし、押印されている場合は原本、「印」と表記あるいは無印であれば写だという区別ができることは、調査・研究の基礎知識として必要でしょう。

この三通の文書は、紐で一括されて保管されました(A-④)。一括紐には、これらが関係文書である旨が記載されています。文書は、単独で残されているだけでなく、ここで紹介したように数点が一括されて保存されている場合もあります。一括文書は紙製の袋に入っていることもあれば、一通の文書に挟み込まれていることもあります。関係文書でないものが一括される場合もありますが、調査・研究の過程で、この一括の形態を解体しないよう注意しなければなりません。近年の目録では、一括であることが明記されている例も少なくありません。ある年の文書が一括されていることで、元号・年月日が記されていない文書の年代を特定できることもあります。

後述する、冊子文書と一紙が一括されていることも、しばしばあります。数字が連記されているだけの冊子文書単独ではその意味が不明でも、一括されている一紙文書との関係性を判断することで、より広い視野から歴史の事実を読み取ることが可能になります。

見消とは、訂正文字がわかるように文字に傍点を付したり、線を引く方法です。写真の下書文書を例にすると、「別紙願書之通」の「願書之通」が傍線で消され、「ヲ以奉願上候通」(を以て願い上げ奉り候通り)と訂正されています。原本では、「別紙ヲ以奉願上候通」と書かれたと考えられます。そして、市史の史料編等にお



ける翻刻では、見消は「〜」で表記され、「願書之通」となります。

町村文書の願書は、奉行所等に受理され勝訴できるよう、町村役人が作成した後に訴願に関わる専門業者が添削したものが残されていることがあります。添削されると、簡潔で意味はわかりやすくなりますが、生々しい背景や争点が省略されていることも少なくありません。もちろん、添削前の記述をすべて事実と認定することはできませんが、原本を理解するうえで役立つことがしばしばあります。下書・添削文書は難読なことが多いのですが、原本とあわせて活用することで、事象の理解が深まることもあります。

調査・研究では、原本・写・下書を見極め、事実を確定することが必要でしょう。

冊子文書 料紙を半折し、折り目の反対側を何枚も綴じると、袋綴の冊子となります。これを縦帳といえます。縦帳で多いのは、検地帳・宗門改帳・五人組帳や、幕藩領主の御触、町村からの諸願を書き留めた御触留・御用留帳です。

御触留・御用留帳は、一紙文書が書写されて綴じられていることが多く、同内容の一紙の原本・写・下書が残されていることもあります。前頁の天保八年「諸事願書控え」（諸願留）に書き留められている「乍恐以書附ヲ奉願上候」（恐れながら書き附けを以て願い上げ奉り候）も、原本である一紙文書が別に保管されていたものと思われる。

料紙を横長に半折し、右側を綴じた文書を横帳といえます。表紙は綴じ目を上にして縦長に、表題・作成年月日等が記されました。村入用帳・大福帳等、勘定の帳簿類において用いられていることが多い形態

です。

冊子は、必要であれば紙数を予想して綴じたうえで使用されることもありますが、まずは一紙で作成し、その後、綴じられていることも少なくありません。この場合、何らかの事情で綴じの順序が乱れていることがあります。これを錯簡といえます。冊子の利用にあたっては、錯簡に注意を払うことが必要でしょう。

分厚い冊子では、綴じ目に文字が隠れていることもあります。無理に文字を確認しようとすると綴じ紐が裁断され、冊子が解体することさえあります。一括と同じく、調査・研究の過程で文書を破壊しないよう注意が必要でしょう。

文書の封と破損 文書は、封がされていることがあります。封は、機密を保持する方法として発展し、近世には糊を使って封をしたり、封筒を使う方法も用いられるようになりました。

書状は、何枚も綴紙して認められました。なかには数メートルにもおよぶものもあります。一紙を横長に半折する折紙も用いられました。書状では、宛名人の表記方法や脇付等によって、差出人と宛名人の関係等が知られます。書状には、本文内容以外にもさまざまな情報が盛り込まれています。

機密が求められる書状では、切封が用いられることがあります。切封は本紙を左から右へ折りたたみ、下部から上部へ細く切った右端を用いて本紙を巻き結び、封じ目をつくる方法です。

切封は、開封後に原状に戻されていないことや、右端の切り込み箇所が破損していることが多く、現存文書では切封の状態を確認できないこともしばしばです。そのほか、折りたたんだ文書を封紙で包み、折りた

たんだ後に結んで封ずる結封、折りたたんだ状態の上部を折順と逆方向に捻る捻封が用いられることもありました。

折りたたんだ文書を封紙で包み込むことも広くみられました。封紙による封には、文書を封紙で包み、上部・下部の余った部分を裏側に折りたたむ折封、封紙の端に文書を斜めに置き、これを包み折って紙端を糊でとめる糊封等があります。糊封は書状でよく用いられます。

封紙は、受取人が保存等のために用いる場合もあります。また、複数の文書が包み込まれていることもあります。関係性がない文書と思われても、原状を破壊しないようにしなければなりません。

封・封紙は、破損したり、本文と分離されていることがあります。また、文書の継目は経年によって剥がれやすくなっており、すでに前後が失われていることもあります。意味がわかる場合、文書目録では前欠・後欠と表記されていることが多いのですが、なかにはわずか一、二行で、意味がほとんどわからないものも

文書の虫損



小西光信氏文書、天保八年「諸事願書控え」（部分）

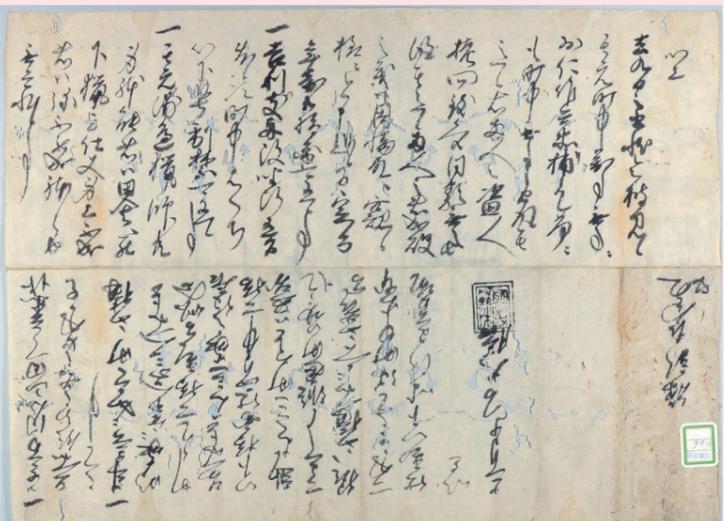
あります。

和本の装幀でよくみられるのが袋綴です。袋綴とは、料紙を中央で半分折り、それを重ね、折り目の反対側を糸で綴じたものです。綴紐は補修されていることが多いのですが、最初に装幀されたときのまま残っているものもあり、その綴じ方や素材そのものが貴重な情報源となります。綴紐は経年によって切れやすくなっているので、慎重に取り扱わなければなりません。

〔執筆者〕 岩城 卓二

折紙

上段で書き終えると、下段が空白になることもあります。



加藤信吾氏文書「青山幸利書状」

「追而書」（本文を書き終えた後、書き足りないことを記す）がないときは、「以上」と記されることがあります。

折りたたんだときに一番上となるこの個所に書状の差出人が記されています。

第二節〈史料編〉 2

村の文書



右：蔵のなかの文書群
下食満村 宇保博氏宅土蔵内
上：整理され保存装備を終えた文書群
道意新田 橋本治左衛門氏文書

村の文書とは ここでいう村とは、近世に年貢の賦課徴収など領主支配の単位となり、近代以降は大字と呼ばれた集落の単位を意味しています。現尼崎市域には天保期（一八三〇～四四）、町場である尼崎城下を除くと七三の近世村があり、それぞれに「村方文書」あるいは「地方文書」と呼ばれる村の文書が存在していました。
村の文書の種類^① 村の文書には、差出人と宛名のあたる厳密な意味での「文書」と、それ以外の「記録」と呼ばれるものが含まれます。ここではまず両者を含めて四種類にわけ、それぞれ例示するとともに、現市域の村の文書で該当するものの特徴を紹介します。

① 領主から領民（農民・漁民・商人・僧侶その他）に対して発給されたもの 検地帳・免状（免定）・普済目録など年貢関係、山論・水論など領民間の紛争の裁許状、法度・触書など

大坂を中心とする摂河泉地域は、江戸を中心とする関東農村と同様、多様な領主が同心円状に配置され、領主支配が錯綜していました。その一面に位置する現尼崎市域の村々は、尼崎藩領に加えて、幕府領や大坂城代、定番など番方を務める大名の飛び地領、旗本知行所などがあり、とくに大坂に近い園田地区や小田地区北部の支配は錯綜していました。^②

現市域に残る文書も、こういった領主支配の多様性を反映しています。たとえば検地帳を例にあげると、豊臣政権が全国一律に実施した文禄検地の検地帳が写しを含めて残っている例があるほか、青山氏時代の尼崎藩領については寛永・寛文期（一六二四～七三）の検地帳、延宝年間の幕府直領については延宝六・七年（一六七八・七九）の検地帳が作成され、残っている例があります。また、免状はすべての領

主が発給しますが、年貢率や書式は領主によって異なっており、時代による変遷もみられます。

② 領民が作成し領主側に差し出したもの 村明細帳・宗門改帳、五人組帳、その他種々の訴状、歎願書、届け書など

村明細帳や宗門改帳などは、一村限りで作成・提出されました。その一方で、訴状や嘆願書は村単位で作るものもあれば、領主単位や国・郡といった地域単位で出されるものもありました。特定の領主の領地に関する問題については、同領主の村々が各藩役所や旗本家役人に訴状を届け、あるいは歎願を行いません。これが、領主違いの村々間の水利争論や、綿・菜種・灯油の流通統制にたいする国訴（こくそ）にこそといった広域的な問題になると、幕府の奉行所や所司代などに訴え出るようになります。

③ 領民が作成し相互に取り交わしたもの 名寄帳、村入用帳、村掟、人別送り状、売買証文、質入証文、奉公人請状、手紙など

村の運営や人の雇用・移動、土地その他の売買や質入れといった経済活動にもなって、さまざまな文書が作成され領民同士の間で取り交わされました。尼崎地域の文書によくみられる例として、たとえば奉公人請状をあげることができます。近世後半の豪農経営においては、丹波・但馬といった遠隔地の農村から農業奉公人を雇っており、各奉公人の親などを請人として雇い主に請状が提出されました。この文書からは、奉公人の出身地に加えて、年季の長短や給銀の時代的な変遷などを知ることができます。

④ 領民みずからの記録 大庄屋・庄屋の日記・留め帳、万覚え帳、大福帳、小作宛米帳、冠婚葬祭の記録

文書群が確認されています。そのうち近世文書を含むのは東難波と竹谷新田の文書群だけです。尼崎城下に隣接する地域だけに都市化の時期が早く、文書群も早期に散逸してしまつたものとみられます。

小田地区 小田地区は、大正初期に南部に大阪合同紡績や富士製紙の工場が進出するなど工業化・都市化が進展し、また杭瀬や西長洲のように戦災により集落の多くが焼失した村もありました。このため伝来する文書群が少なくなっており、確認されている計二五件約二八、五〇〇点は、潮江・神崎以北の文書が大半を占めます。文書群の伝来状況を見ると旧庄屋家文書が中心で、旧村や農会などといった伝統的組織に伝来した文書群がないのが特徴です。文書点数でみると、半数以上の文書が現在も所蔵者宅に保管されています。
大庄地区 大庄地区の臨海部は度重なる高潮被害を

書は帳簿笥などに納められ、収納文書の目録を添えて引き継がれます。近代に入り行政制度が変わると、旧庄屋家や戸長家が個人的に保存する場合もあれば、戸長・区長宅での持ち回りとなり、後に部落有文書や農会文書として地域に継承される場合もありました。地域研究史料館が収集・保存する「村の文書」の多くは、このようにして伝来した文書群です。高度経済成長期以降、住宅の建て替えや当主の代替わり、地域社会の変化などにもない保存が困難になり、あるいは散逸の恐れが生じたため寄贈・寄託を受けたものが多くを占めます。
次に、現尼崎市域の六行政区別に、確認できる村の文書の保存状況をみていきます。
中央地区 次項の「町の文書」で扱う尼崎城下町の文書を除いて、中央地区では五村一三件約七〇〇点の

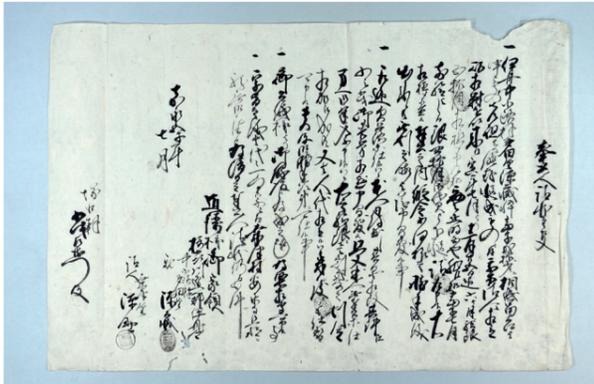
さまざまな村の文書



西富松村慶応3年（1867）免定 森松満枝氏文書
大きな文字の尼崎藩の役人名に対して、村役人の名義が小さく小さく書かれています。



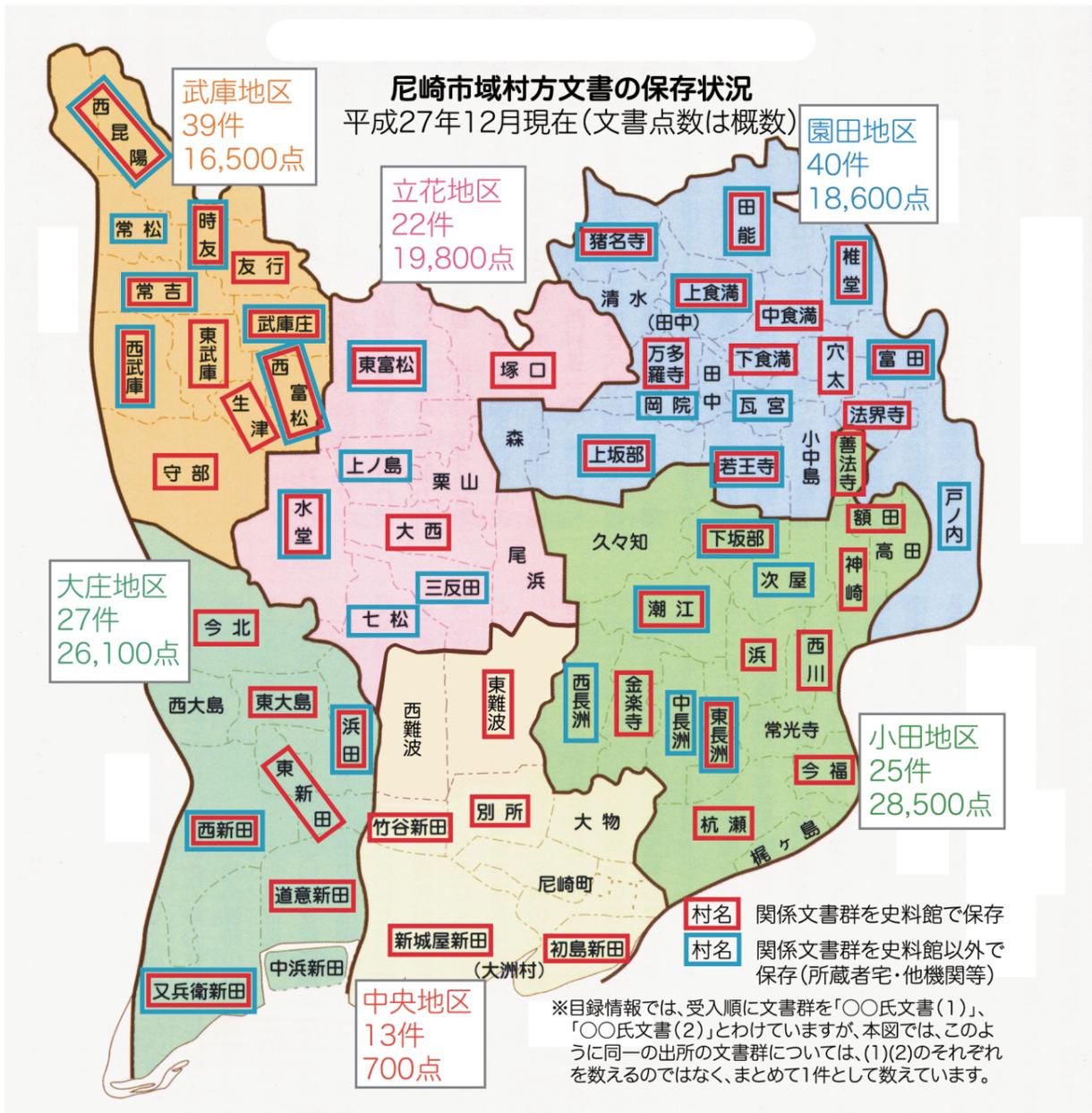
友行村宗門改帳控え（天保～弘化）岡村茂夫氏文書(1)



嘉永5年（1852）塚口村奉公人請状 岸岡茂氏文書



西昆陽村万覚帳（金銀諸役方万出入り覚え帳）
氏田一郎氏文書



坂城代・定番領が多くを占め、市域でもっとも多様な領主が存在した地区です。村内が複数の領主支配にわかれる相給村も多く、また領主が何度も交代する村が目立ちます。園田地区の村の領主は、近隣の現豊中市域や伊丹市域・宝塚市域などにも領地を有しており、園田地区の文書群とこれらの地域と文書群は、相互に関連性を有している場合が多くみられます。歴史的にみても、荘園支配や河川・街道を通じて現豊中市域や伊丹市域との関わりが深く、尼崎市への合併が一番遅く昭和戦後期となりました。確認されている文書群は四〇件約一八、六〇〇点にのぼります。

文書調査・目録作成 現尼崎市域の村の文書については、はじめて全所的な所在調査が行なわれたのは、昭和三十七年(一九六二)に始まる『尼崎市史』編集事業でのごとくでした。このときに調査した文書群については、市史編集専門委員や市史編修室が「尼崎市史編集資料目録」を作成しました。文書群を調査し目録を作成することは、個々の文書の存在を確認し、管理できるようにすることで紛失・滅失から守り、地域の歴史遺産として後世に伝えていくための重要な作業です。それと同時に、市史の執筆調査のため各文書群を利用するうえでも、必要不可欠な作業でした。八六文書群の目録が作成され、目録集が第二七集まで刊行されています。⁴⁾

昭和五〇年に地域研究史料館が開館して以降は、寄贈・寄託(一部購入)された現市域の村の文書が公開され、閲覧利用できるようになりました。当初は「尼崎市史編集資料目録」を閲覧公開用に転用していましたが、その後は文書館学の進展に応じて、作成する目録の内容・形態が変化してきています。現在は、個々の文書の件名目録に記載する項目が詳細になったのに

加えて、文書群の来歴や性格、構造や内容の特徴などを明らかにする概要(記述式目録)を作成しています。これらは、記録史料記述の国際標準一般原則(ISAAR(D)G)に準拠する国立国文学研究資料館の方式を参考にして作成しており、館と利用者の双方が各文書群の概要を把握できるので、史料の利用・公開のうえで大きな力を発揮しています。

目録に記載する個々の文書の表題については、文書に記された原表題をそのまま表記するやり方もありますが、尼崎市の場合は「尼崎市史編集資料目録」以来、目録作成者が文書の内容を簡潔に要約した表題を付す方式を採用しています。利用者が表題から文書の内容を把握できるようにという配慮によるもので、これも史料の利用・公開のうえで大いに有効な方式であると考えています。

なお、今日に至るまで、地域研究史料館では市域の村の文書の調査を継続しており、史料館ボランティアの協力も得ながら整理・目録化作業を進めています。平成二十七年(二〇一五)十二月末現在、現市域に関連する文書群約一四〇件一〇万五、〇〇〇点の目録を作成していますが、近年は目録を刊行することはせず、閲覧室にプリントアウトを備えるほか、史料館公式ウェブサイトに文書群概要・件名目録のPDFデータを公開しています。

公開・活用 整理・目録化した文書群のうち、寄贈・寄託などにより史料館が収蔵しているものは、原則として公開しています。平成二十七年十二月末現在、一〇五文書群約七万一、〇〇〇点の村の文書を、史料館の閲覧室において利用に供しており、損傷しているものなど一部の文書を除いて、現物を手に取って閲覧

受け、集落ごと被災した村が多く、近世に開発された新田村の文書は道意新田を除くとほとんど残っていません。また、武庫川河口部での地曳き網漁の網元文書も伝来が確認されておらず、これも失われたものと思われまます。確認された現存文書は二七件約二六、一〇〇点。他地区と同様旧庄屋家文書が中心で、加えて伊勢講関係や部落有文書、部落農会文書といった伝統的組織に伝来する文書群があります。明治以降の近代文書では、尼崎市合併以前の大庄村村長や村会議員を輩出した家の文書群があり、大庄村役場文書の不足を補う存在となっています。

立花地区 二二件約一九、八〇〇点の現存が確認されています。このうち、史料館で一〇件約八、九〇〇点を収蔵しており、一二件約一〇、九〇〇点が所蔵者宅や地域の鎮守社などに保管されています。なお栗山では、中世以来の旧家に伝来していた文書群が、阪神・淡路大地震の家屋倒壊により失われました。中世寺内町の歴史を有する塚口には、近世における在郷町的要素を示す文書群が伝来しています。

武庫地区 地区内全村の文書伝来が確認されており、計三九件約一六、五〇〇点が現存しています。かつて暴れ川として知られた武庫川流域の地域であり、市域西部・武庫川水系の井組(水利組織)の井親村が多く所在することから、水利関係の重要文書・絵図が多く伝えられています。地区の北端部を西国街道が横切っているため、街道や渡し場の維持、茶店などに関する特徴的な文書も存在します。西昆陽に伝来した氏田一郎氏文書は、近世の豪農経営に関する実証研究に活用された文書群として知られています。⁵⁾

園田地区 近世において、幕府直轄領や旗本領、大

調査していただくことができます。現物を収蔵しておらず、マイクロフィルムなどで撮影した文書群についても、所蔵者の許諾を得られたものは順次公開し、利用に供していきたいと考えています。

また、おもに尼崎地域に関する近世文書をテキストとして、古文書解読を学ぶ地域研究史料館の自主グループ・尼崎の近世古文書を楽しむ会があり、学習活動を続けています。同会のテキストの多くは、史料館が収蔵する文書のなかから選択しており、会員が読み解いた文書のテキストデータが、順次史料館に提供され蓄積されています。

この解読データは、すでに利用を希望する利用者に公開・提供しており、将来的にはデータを整備したうえでウェブ上において公開し、利用できるようにしていきたいと考えています。

(注)

- 近世村方文書の分類については、さまざまなお考え方があ。ここでは山崎隆三氏執筆の「古文書が開く江戸時代の世界」(シリーズ「地域の歴史を調べる」9、『地域史研究』第二六巻第一号、一九九六・一一)が提示する分類を採用した。
- 本章第一節(入門編)「一、西摂津における幕藩制構造論研究」参照
- 山崎隆三『地主制成立期の農業構造』(青木書店、一九六一)

- 『尼崎市史』第三巻「尼崎市史編集事業経過」に、当時の史料調査・目録作成の過程及び、作成した目録一覧が収録されている。

(執筆者) 地域研究史料館(担当) 中村光夫

つねよし
常吉村文書の整理
— 古文書整理
ボランティア —

古文書整理ボランティア作業 地域研究史料館の仕事のなかでも重要な作業のひとつに、史料館が受け入れられる古文書類の整理があります。手間のかかる作業で、史料館が所蔵する十萬点単位の膨大な古文書類のなかには、未整理の文書群も多く残っています。

古文書整理は、整理対象の文書群に関する歴史の知識や古文書解読の技能、文書館学における史料整理・保存法などに関する専門的な知識・技術・経験を要する作業であり、本来は史料館の専門スタッフが担当すべき仕事です。しかしながら、多く残る未整理文書の整理を進め、一日も早く利用に供していくため、ボランティアの方々にも作業をお願いしています。

この作業は、専門知識を要するに加えて、史料の現物を扱うので、その重要性を理解して慎重かついねいに実施していただく必要があります。希望される方であれば誰でもよいというわけではなく、史料館の自主グループ・尼崎の近世古文書を楽しむ会の会員有志に月一回、二時間程度の作業をお願いしています。ボランティア作業開始当初は、古いスタイルの文書目録の見直し・再整理作業を担当していただきました。「尼崎市史編集資料目録」など過去に作成した文書目録は、現在の目録と形式が異なります。かつては採録していなかった差出・宛先といった項目を補い、文書作成年代や点数なども見直す必要があります。ボ

ランティア作業により新たな項目が付け加えられた目録は、史料館閲覧室にプリントアウトを備えるのに加えて、ウェブ上にも公開し、広く利用されています。
常吉村文書の整理 常吉村は武庫地区に属し、武庫川東岸に位置する村です。平成二二年(二〇一〇)、史料館は古書店からこの村の文書を購入しました。出所は不詳ですが、村内からならんらかの事情で古書市場に出たものと思われま。段ボール箱二箱に、原状がわからない状態で箱詰めされていました。
ちょうどこの時期は、古文書整理ボランティアのみなさんが目録見直し作業の経験を積んでこられたので、次のステップとして未整理文書の整理・目録採録に挑戦していただくことを検討していたところでした。さらに常吉村文書は汚れもひどく、保存の手立を早急に打つ必要がありました。そこで新たな試みとして、未整理文書の整理を一から経験していただくこととし、平成二三年六月、整理作業に着手していただきました。

ランティア作業により新たな項目が付け加えられた目録は、史料館閲覧室にプリントアウトを備えるのに加えて、ウェブ上にも公開し、広く利用されています。
常吉村文書の整理 常吉村は武庫地区に属し、武庫川東岸に位置する村です。平成二二年(二〇一〇)、史料館は古書店からこの村の文書を購入しました。出所は不詳ですが、村内からならんらかの事情で古書市場に出たものと思われま。段ボール箱二箱に、原状がわからない状態で箱詰めされていました。
ちょうどこの時期は、古文書整理ボランティアのみなさんが目録見直し作業の経験を積んでこられたので、次のステップとして未整理文書の整理・目録採録に挑戦していただくことを検討していたところでした。さらに常吉村文書は汚れもひどく、保存の手立を早急に打つ必要がありました。そこで新たな試みとして、未整理文書の整理を一から経験していただくこととし、平成二三年六月、整理作業に着手していただきました。

クリーニングと仮番号付与

最初の作業は、刷毛などで汚れやほこりを払うクリーニングです。ほこりは文書の隙間などに入り込んでるので、紙を傷つけないうように注意して、慎重にほこりを落としていきます。このとき同時に、仮番号の付箋をはさんでいきます。付箋は次の工程において重要となるので、はさみ忘れないようにしなければなりません。袋や紐で一括されているものは一点とし、この段階で計六一九件の番号を付けました。この作業は平成二三年八月まで三回実施し、延べ一三人の方に参加していただきました。

目録カード採録

次に、目録カードを採録します。直接データベース入力する場合がありますが、今回は

手書きカードに記入する形をお願いしました。

史料館の場合、件名目録に記載する文書表題は文書に記された原表題ではなく、内容を簡潔に要約した表題を付す方式をとっています。従来の目録見直し作業で経験済みの差出・宛先・年代などの採録に加えて、文書の内容を読み解き表題を付けるというので、ボランティアのみなさんは「いぶん苦勞されたようです。この作業は平成二三年九月から二四年六月まで、途中二回の休会をはさんで計八回実施し、延べ四人にご参加いただきました。これにより、最初に付した仮番号のうち二一九番まで目録カードを採録し、一括されているものに枝番号を付した結果、四四五件・四六八点分の目録を作成することができました。残りの目録作業はスタッフが引き継ぎ、ボランティアのみなさんには次の工程を体験していただくことにしました。

ラベル貼付 目録採録の次に行なうのは、ラベル貼付です。文書が他の文書群と混ざってしまわないよう確実に管理し、秩序だてて収納するとともに、目録上のどれにあたるのかを容易に判別できることで誰でも出納や利用ができるよう、文書群名称・番号などを印字した和紙製のラベルを文書一点一点に貼付します。史料保存機関によってはラベルを貼付せず、文書群名称・番号などを記した中性紙封筒に一点一点収納する方式をとっている機関もあります。史料館はラベル方式を採用しており、貼付に際しては史料を劣化させず、また必要な場合はきれいに剥がすことができる、沈のりという小麦デンプンに水を加え煮る等の方法により作る史料補修用の糊を使用しています。貼付する場所も、確認しやすく、文書を読む邪魔にはならない位置を選ばなければならず、この点もボランティアの

みなさんは苦勞されたようです。平成二四年七月・八月と二回作業を行ない、延べ一〇人が参加しました。
ボランティア作業を終えて 以上の作業の後、最後は文書の撮影です。整理作業を終えた文書の状況を記録し、あわせて特徴的な文書を画像データとともに紹介するための作業で、撮影文書の選定も行なっていました。参加メンバーがそれぞれ文書を選び、照明がセットされた撮影台を使っての撮影に挑戦します。こうして平成二四年九月、一年四か月に及ぶ常吉村文書整理のボランティア作業が終了し、文書の概要が明らかとなりました。慶長期から明治三〇年代まで計一、五八〇点(目録件数一、四九一件)にのぼり、土地・賃租に関する文書に加えて人別送り状や銀・米借用証など金融関係、武庫川の普請や水利争論に関する文書などで構成されています。近世から近代にかけての常吉村の様子や、他村との関わりを知ることができる貴重な文書群といえます。

みなさんは苦勞されたようです。平成二四年七月・八月と二回作業を行ない、延べ一〇人が参加しました。
ボランティア作業を終えて 以上の作業の後、最後は文書の撮影です。整理作業を終えた文書の状況を記録し、あわせて特徴的な文書を画像データとともに紹介するための作業で、撮影文書の選定も行なっていました。参加メンバーがそれぞれ文書を選び、照明がセットされた撮影台を使っての撮影に挑戦します。こうして平成二四年九月、一年四か月に及ぶ常吉村文書整理のボランティア作業が終了し、文書の概要が明らかとなりました。慶長期から明治三〇年代まで計一、五八〇点(目録件数一、四九一件)にのぼり、土地・賃租に関する文書に加えて人別送り状や銀・米借用証など金融関係、武庫川の普請や水利争論に関する文書などで構成されています。近世から近代にかけての常吉村の様子や、他村との関わりを知ることができる貴重な文書群といえます。

今回、ボランティア作業により未整理文書を一から整理するという新たな試みを通じて、貴重な文書群の概要が明らかとなり、目録を公開して利用していただくことができるようになりました。ボランティアのみなさんにも、一連の作業を体験していただき、今後に活かしていただけるのではないかと考えています。

参加者のみなさんからは、「ごとういう作業工程を経て古文書が整理されるのかよく理解できた」「従来から行なっている目録見直し・再整理作業のうえでも参考になる」といったご意見をいただきました。また、初体験で苦勞の多い作業でしたが、「特にむずかしいとは感じなかった」という方が多く、「古文書解読の力不足を感じたので、もっと古文書の勉強を頑張りた

常吉村文書整理のボランティア作業



クリーニング作業 刷毛を使って、汚れやほこりを慎重に払います。このとき同時に、仮番号を付した付箋をはさみ込んでいきます。



目録カード採録 スタッフが作業する場合は直接データベースに入力しますが、今回は手書きカード方式を採用しました。内容を読み解き、簡潔に要約した表題を付けるのが一苦勞です。



文書群名称・番号を印字した和紙のラベルを、文書一点一点に貼付していきます。沈のりという専用の糊を使います。



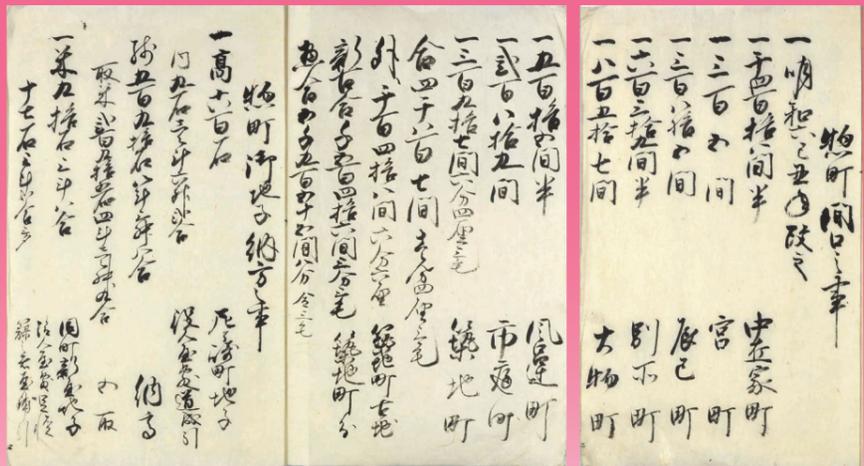
ボランティアが撮影した常吉村文書のうちの一点 天保八年(一八三七)「婚禮祝受納控」

い」という感想もありました。学んだことを生かせる作業ということ、ボランティアのみなさんにとっても大いに励みになる経験だったようです。史料館の古文書整理には今後もボランティアの方の力が必要です。みなさんの技術向上のためにも、引き続きこういった取り組みを積み重ねていきたいと考えています。

(執筆) 地域研究史料館(担当 城戸八千代)

第二節〈史料編〉 3

町の文書



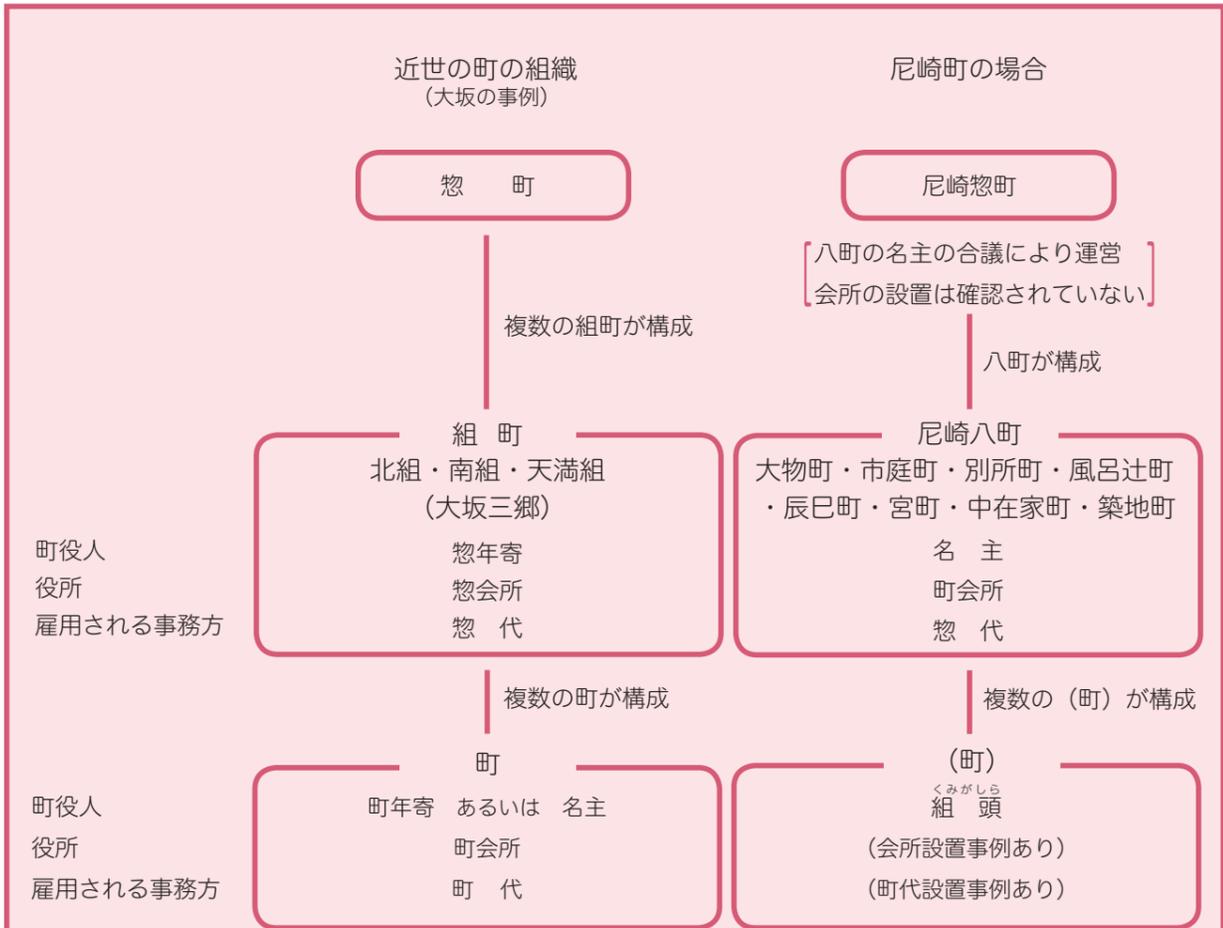
「築地町目帳」(文化・文政期、築地町文書)

町の文書とは 近世には、領主支配の拠点となる城下町や港町・宿場町などの都市と、村落は明確に区別されました。中世以来の系譜をもつ在郷町が「町」を名乗っても、支配の区分は村となるのが通例でした。近世の都市構造は、その成り立ちによってさまざまで、一概に述べるのはむずかしく、そのためここでは大坂と尼崎を事例として説明することとします。近世都市の基礎単位は「町」(個別町)です。町は、道の両側に軒を並べる両側町の形態をとり、町の境には木戸が設けられていました。町には町年寄・町名主などと呼ばれる町役人が置かれ、町会所が設けられる場合もありました。さらに、近世都市は重層構造をとり、いくつもの町が集まって組町(町組とも)が形成されます。たとえば大坂の場合、北・南・天満の三つ、尼崎の場合は大物町、市庭町など城下の八町が組町に該当します。そして組町をたばねる惣年寄・名主などの町役人と、惣会所が置かれました。これら複数の組町で惣町が形成されます。惣町の運営は、基本的に惣年寄・名主等の合議により行なわれました。町や惣町の町政は町役人が担当し、大坂や尼崎のように、惣代あるいは町代などと呼ばれる専属の事務方が雇用され、惣会所・町会所などで事務にあたる場合もありました。藩などから達せられる町触や町定、宗門人別改めなど戸籍関係の文書、訴訟や調停・請願等の記録、土地・家屋の売買・質入れの記録といった多様な町政文書が作成され、町役人個人が保管する場合や、会所などに保管される場合もありました。商工業に関する文書も多く作られました。個々の商家の商取引や経営の記録、あるいは株仲間間の文書などがこれにあたります。その内容は多岐にわたり、近隣

の都市や農村との関わりを記すものも多く含まれます。このほか、村の文書にしばしばみられる触留め帳や大庄屋・庄屋の日記類にも、村々に回達される町触など町の文書に類する内容が書き写される例があります。近世の町場は近代には都市化が進み、伝統的な町組織が解体されるのが一般的です。また商家は概して盛衰が激しく、近代まで経営体として存続し、文書が伝えられるケースはかならずしも多くありません。こういった事情から町の文書(町方文書)は村の文書以上に散逸しやすく、残りにくい文書であるといえます。

近世尼崎町 中世の尼崎町は港町として形成されました。一五世紀の記録に市庭町・別所町・辰巳町が登場しており、中世後期には風呂辻町を加えた尼崎四町が、大物町とともに成立していたと考えられます。近世に入ると、初代尼崎藩主として元和三年(一六一七)に入封した戸田氏鉄が、近世尼崎城と城下町を建設します。庄下川東岸の本興寺や貴布禰神社があった場所に新たな近世城郭を築城し、その東側に旧来の五町、庄下川をはさんだ西側には寺院を集めた寺町と武家屋敷町、新たな町場である宮町・中在家町が造られます。戸田氏に替わって青山氏が入封すると、城南側の葭島を開発して築地町が造られ、尼崎八町が完成しました。寛文九年(一六六九)頃の記録と考えられる「尼崎藩青山氏領地調べ」(加藤省吾氏文書、『尼崎市史』第五巻所収、本書第一部に部分図掲載)には、尼崎町の総地子(町方年貢)が六六四石余り、家数一、四二四軒、人口一四、〇八九人と記録されています。

尼崎惣町を構成する八町には、それぞれ名主と会所が置かれ、惣町の町政は八町の名主の合議により運営されていました。町は複数の組頭がたばねる基礎単位



(備考) 町の組織の仕組みや名称は、町によって異なります。左側の「近世の町の組織」の図は、大坂の例を参考に図示しました。

なお、「名主」は一般に古代・中世の名田所有者・管理者の場合は「みょうしゅ」、近世の町村役人の場合は関東地方の例などを根拠に「なぬし」と読むとされますが、尼崎町の場合どう呼称していたかを明確に示す文書・記録を確認することができず、読み方は不詳です。

(これも「町」と呼称されます)によって構成され、すべての場合そうであったかわかりませんが、町代を雇用し会所を置いた事例が確認されます。各町の事務方として雇用される惣代とは別に、港町としての性格を反映して尼崎惣町には船惣代も置かれました。近世尼崎の町の文書とは、この尼崎八町及びこれに属する「町」の町政文書や、町場で商工業を営んでいた商家などに伝えられた文書ということになります。

伝来・保存状況 尼崎城下の町政関係文書は遺存例が乏しく、比較的まとまって残るのは築地町のみです。商工業関係の文書は、生魚問屋・塩問屋・竹問屋・古手古道具屋・飛脚仲間・荒物仲間・手伝い職仲間などの文書が残っており、いずれもこれらを営んでいた家に伝わった文書です。以下、各町の文書保存状況及び特徴を紹介していきます。所蔵機関を特記したものを除いて、いずれも寄贈・寄託等により地域研究史料館が収蔵している文書群です(一部借用・非公開)。

大物町 綿中雄一氏文書があります。近世後期に尼崎藩の御用飛脚を務め、近代初頭には運送業に携わった綿中家の家業に関する文書群です。近世の文書としては「尼崎飛脚仲間定め」(嘉永四年一八五二)、「飛脚一件綴り」(安政期)などがあり、「飛脚一件綴り」には藩の御用絵符と御用提灯が下げ渡されたことなどが記録されています。

市庭町 太田吉右衛門家文書があります。太田家は代々醤油醸造業を営み、塩問屋株も取得していました。文政一二年(一八二九)に塩問屋株を取得した時の証文が残っているほか、明治四年(一八七二)の「本家・醤油店屋敷間数・坪数ほか書上げ」から、近世の店の様子をつかがうことができます。

別所町 西村房子氏文書があります。西村家は近世には古手古道具屋仲間（かまひ）に属していました。町政に関する文書として地子の通（かまひ）などがあり、商売に関する文書としては「商売心得違（かまひ）につき差入れ一札」（天保七年一八三六一ほか）、「古手古道具仕似せ譲渡し証文」（嘉永五年）などがあります。

風呂辻町 田中七平家文書・田中種子氏文書があります。田中家は酒造業や米仲買などを営むほか、樽巻（たるまき）・筵（むしろ）・縄などを扱う荒物仲間（あらいもの）に属していました。酒造が盛んな近世西摂地域（せいせつち）において、多く売買される樽巻（たるまき）などの尼崎城下における商いはこの荒物仲間が独占的に取り扱っており、これに関連する特徴的な文書として、「荒物屋仲間取締一件」（文化一五年一八二一）、「田中種子氏文書」や「筵縄売捌渡世妨げ出入」（天保一三年、同前）などが残っています。また、弘化三年（一八四二）に尼崎城本丸御殿が火災により焼失した際の「本丸普請御用銀引受けたるにつき、組頭格・苗字等御免覚」（同前）といった、藩の御用を務めたことを記録する文書もみられます。

辰巳町 辰巳町の文書は、現在のところ確認されていません。「尼崎領尼崎町本地子」（金蓮寺旧蔵文書）により戸田氏の時代の石高と地子米高が、「築地町式目帳」（文化・文政期、築地町文書）などにより惣町間数・家数等がわかります。

宮町 津田正昭氏文書があります。近世から近代にかけて米穀商を営んだ津田家の文書で、近代文書が多くを占め、近世の文書としては宮町の入用銀の出入りがわかる「諸極銀請け取り控え帳」（寛政四年一七九二）などがあります。

中在家町 瀬戸内一円から生魚が集散する魚市場の

町であった中在家町には、徳田善五郎氏文書（礎屋）、天野屋市兵衛家文書・市兵衛氏文書（天野屋）、魚問屋奥田家文書（直場屋）、平城敏一氏文書（平城屋）、漁師寅吉氏文書（寅吉）といった生魚問屋・仲買商の文書が伝えられています。加えて、肥料商であった梶家の梶広子氏文書、酒造業を営んだ秋岡家の秋岡つる氏の旧蔵文書など、旧尼崎城下では比較的多くの文書群が残っている町です。なお、地域研究史料館が所蔵する梶広子氏文書とは別に、梶家の文書の一部を尼崎市教育委員会が所蔵しています。

これらのうち、町政に関連する文書としては、町役人が町家の所有者・間口間数を記録した「中在家町間口帳」（天保五年一八三四一、梶広子氏文書）、藩への提出文書の控えである「元禄五年尼崎寺社付込帳写し」（天保五年、同前）などがあります。

生魚取り引きについては、「魚問屋仲間義定書」（安政三年一八五六一、徳田善五郎氏文書）、「浦別に売り先問屋を定むる取替証文」（元禄八年一六九五一、同前）、「金銭出入帳」（寛政一〇年、魚問屋奥田家文書）などにより、商いの様子を知ることができます。また、「尼崎猪牙船由緒書写し」（文政一〇年、漁師寅吉氏文書）は、尼崎の舟運業者が大坂市中に出入りできる権利由来を記した興味深い史料です。

当時の有力な町人は、藩政運営や新田開発にも関わっていました。魚問屋奥田家文書には、尼崎藩の財政改革に対する意見を記した「御改革御積帳」（安政六年）があり、秋岡つる氏旧蔵文書には、道意新田の開発由来を記した「太布脇新田開発記」、同じく道意新田の「名集帳由来日記並びに村用諸事書留め」（延享五年一七四八一）が残っています。

第二節〈史料編〉4

寺社の文書



大行院文書

現尼崎市域の寺社を調べる 尼崎町は、中世末には寺内町として発展しました。元和四年（一六一八）頃に始まる尼崎城築城の際、これら町内の寺院の多くは、城下の西側に設けられた寺町に移転させられます。

現在一か寺がある寺町の寺院数は、藩王家の転封にともない移動するケースや、明治以降廃寺となったものもあり、時代による変遷があります。一八世紀には、一六程度の寺院数で一定していたと思われる。「尼崎市史」は、第二章第五章第三節「近世尼崎城の構築と城下町の建設」の「寺町の建設」「大垣へ移転した武士の菩提寺」というふたつの項をもって、城下の寺院について解説しています。

市史以外の寺社に関する基本文献に、『尼崎志』⁽¹⁾があります。尼崎市制実施五周年記念事業として編さんされたもので、永尾利三郎が調査・執筆を担当しました。刊行当時の市域（現中央区）限定ですが、全三篇のうち第一篇寺院篇が各寺院の履歴、辻地蔵・墓所・寺院関係の旧小字の解説等を詳述しており、第二篇神社・宗教は神社・神道・仏教会・キリスト教・講の解説と市内金石文（いしもん）一覧を掲載しています。いずれも詳細な調査にもとづいて記述しており、現在では所在不明の史料も多く活用されています。旧市域の寺社の調査・研究において、最初に目を通すべき文献でしょう。

尼崎市に合併する各村の村域にも、多くの寺社がありました。現市域の寺社について網羅的に調べるうえで参考になるのが、近世の村明細帳・寺社改め帳及び幕府巡見使の巡見の際に作成される御用留帳です。「尼崎市史」第五巻・第六巻（近世史料編）が、近世前期・後期の村明細帳・寺社改め帳・天保九年（一八三八）「巡見使通行御用の留」を掲載しており、天明八年（一七

築地町 築地町は、尼崎城下八町のなかでは町政に関する文書が比較的まとまって残っている町です。

築地町文書には、土地台帳である「水帳」⁽²⁾の寛保二年一七四二一・寛政七年・弘化五年分が残っており、寛政七年・弘化五年の「水帳」は寛政六年・七年の「築地町絵図」にも対応しています。また「定書」（寛政五年）、「式目帳」（文化・文政）、「諸役割方につき申渡し条々」（明和五年一七六八一）、「築地町諸勘定綴り」（元治二年一八六五一）などから、町政運営の様子を知ることができます。

築地町を構成する基礎単位の文書群である築地本町二丁目会文書には、弘化年間以降の「諸事覚日記」や「若中諸事入用」（安政四年）といった町政に関する文書が残っています。また、明治期の築地町副戸長家に伝えられた室木利一郎氏文書にも、「築地町開発覚え書」朝鮮信使御用船仕立て書、文化一一年の「宗旨帳」といった町政文書が残っています。

商業関係では竹問屋・小野家の小野伊三郎氏文書があり、「竹問屋仲買株免許願、株仲間規定控え帳」（文政二年）は尼崎城下の竹問屋株仲間の文書です。また、大工・左官など手伝い職仲間の肝煎（きりいり）を務めた笹邊家の笹邊啓一氏文書があり、「諸職人規則定」（明治二年一八六九一・同四年）、「工数働日記」（文久四年一八四四一〜明治八年）など、手伝い職仲間の実態を知ることができる貴重な文書が伝えられています。また、赤川耕一氏文書のうち「宮本町金銭請取帳」は、嘉永元年以降の祭礼費や町費を記した、これもめずらしい記録です。

〔執筆者〕 地域研究史料館（担当 城戸八千代）

八八）の巡見の御用留帳は山下幸子「天明八年御巡見様御通行御用之留帳」に翻刻されています。御用留帳には村の氏神、寺の宗派、城下については寺の朱印地高などが記載されています。

なお、近世の寺院は本末制度下にあり、幕府は本末関係を掌握するため寺院本末帳を作成しました。最初の全国的な寺院本末帳が内閣文庫所蔵の「諸宗末寺帳」で、東京大学史料編纂所が翻刻しています。⁽³⁾ 本寺名、末寺・末々寺名、所在地、寺領・御朱印の有無が記載されており、各寺院の概要を調べることができます。現市域に所在する寺院の本山には、関係史料が残されているケースがあると考えられますが、残念ながらこれを調査・研究する環境は十分ではありません。

近代以降に作成された寺社の調査記録もあります。「明治一二年調尼崎関係神社明細帳」⁽⁴⁾「明治一二年調尼崎関係寺院明細帳」⁽⁴⁾には、兵庫県による現市域寺社調査結果が詳細に報告されており（ただし立花村の寺院調査結果は失われています）、明治初期の寺社の状況を網羅的に確認することができます。神社については『兵庫県神社誌』⁽⁵⁾も役立ちます。昭和初期の市・郡の単位で神社が網羅されており、由緒が伝えられる神社については来歴が詳述され関係文書も掲載されています。

城下町の寺社文書 寺町の寺院をはじめとする旧城下の寺社の史料が、市史第五巻の三「尼崎の城と城下町」に収録されています。しかしこれらは昭和四〇年代に調査することができた史料の一部であり、旧城下の寺社文書調査はその後進められ、当時とは比較にならない量の文書の存在が明らかになってきています。旧城下の寺社のうち、現在もっとも多数の史料が確認されているのは、法華宗本門流大本山本興寺です。

応永二十七年（一四二〇）日隆開基の同寺は本門流の教の根本道場であり、布教伝道を担う京都の本能寺とともに両山本寺として発展しました。所蔵文書は中世から現在まで膨大な量に及び、戦国期に尼崎寺内町を保護する領主権力発給の禁制^{（9）}がよく知られています。

近年、近世以降の文書も含めて『本興寺文書』（清文堂出版）として刊行事業が進められており、研究の環境が整備されています。近世以降の文書には本興寺の普請、本山末寺関係、尼崎藩の触留^{（10）}等が含まれ、従来ほとんど不明であった藩の城下寺町支配の実態が知られる点でたいへん貴重です。寺町の寺院の別帳もあり、寺町の人口動態を知ることができます。人別帳からは、全国の末寺から本興寺に集まった多くの子弟が修行に励んでいたことが知られます。諸国の末寺にも、同寺の関係文書が残されていると思われま

す。城下惣氏神の貴布禰神社は戦災により焼失しましたが、同社の文書が残っています。藩主厄除祈禱・雨乞い関係の一件記録などがあり、尼崎藩大庄屋岡本家（武庫郡上瓦林、現西宮市瓦林町）の文書にも関連史料が残っているので、併用することで藩と領内寺社の関係を明らかにすることができるものと考えられます。

尼崎藩領内の寺社文書 尼崎藩領内の町場として発展した西宮町は、明和六年（一七六九）の上知以降は尼崎藩領ではなくなりますが、同町に所在する西宮神社は、領内を代表する神社といえます。同神社には、代々の社家が書き留めた元禄七年（一六九四）以降の「御社用日記」が残されており、現在『西宮神社御社用日記』（清文堂出版）として刊行事業が進められています。また、既刊の『廣田・西宮両宮史の研究』史料篇は、近世以前の文書や廣田神社文書を収録しています。藩領

内の大社では、他に『長田神社史』^{（7）}、『生田神社史』^{（8）}などが刊行されています。

地域研究史料館が収蔵する閲覧可能なまとまった寺院文書としては、源光寺文書と大行院文書があります。源光寺文書は、武庫郡西新田（現尼崎市大庄西町）に所在し、享禄四年（一五三二）永慶開基と伝えられる浄土真宗本願寺派寺院の文書です。本山との関係に関するもの、檀家支配に関する法令、人別送り、普請葬送・講など多様な内容が含まれます。

大行院文書は、近世に城下宮町に所在した真言宗醍醐寺派三宝院末の修験道寺院の文書です。尼崎藩神社奉行からの触、大行院から奉行宛の願書類の控え、本山との間の往復文書等からなっており、藩と寺院の関係をうかがうことができる貴重な史料といえます。

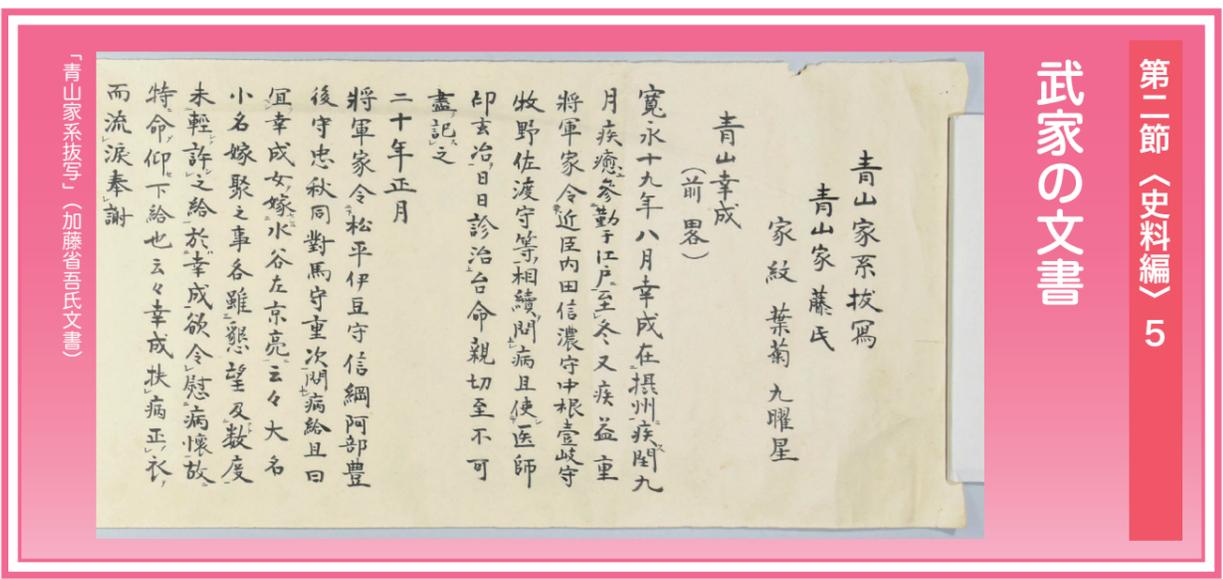
なお、先述の大庄屋岡本家文書には、管轄村々の寺社に関する文書が含まれています。藩領内の各町村の文書も、人別管理や住持・神主等寺社運営関係者の交代、普請や葬送に関わるものなどを多く含んでいます。寺社研究を進めるためには、これらのさまざまな文書を丹念に調査していくことが必要でしょう。

幕府の広域支配 摂津には、幕府の大坂町奉行所の支配権が及んでいました。町奉行所には寺社方が置かれ、与力が寺社支配を担いました。朱印地を与えられる寺社だけでなく、摂津国内所在の寺社の普請・神事・法事、住持・神主・社人の人別管理等に関わっていました。

町奉行所の藩領・旗本領・大名飛び地領等私領への支配権については研究が蓄積されていますが、寺社の支配については不明な点が多く、今後の研究課題といえます。町奉行所の寺社支配については、『大阪市史』

第二節〈史料編〉5

武家の文書



「青山家系抜寫」（加藤省吾氏文書）

青山家系抜寫
青山家 藤氏
家紋 葉菊 九曜星
青山幸成
(前畧)

寛永十九年八月幸成在摂州疾、閏九月疾癒、参勤于江戸、至冬又疾、益重。將軍家令近臣内田信濃守中根壹岐守、牧野佐渡守等相續、問病且使醫師、即去治、日日診治、台命親切、至不可盡記之。

二十年正月
將軍家令松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、同對馬守重次、問病、給且曰、宜幸成女嫁水谷左京亮、云々、大名小名嫁聚之事、各雖懇望、及敷度未輕許之、給於幸成、欲令慰病、懷故特命、仰下給也、云々、幸成扶病、正衣、而流淚奉謝。

第五掲載の「寺社方役儀勤書」や、『大坂町奉行管内要覧』『大坂町奉行所旧記』『手鑑・手鑑拾遺』^{（10）}といった関連史料が翻刻されています。これらは町奉行所のマニュアルであり、支配の実態については、寺社や町村の文書とあわせて検討することが必要でしょう。

先述した本興寺文書には、町奉行所の支配に関わるものも多数含まれています。続刊の『本興寺文書』には、こうした文書も掲載されるものと思われま

- 〔注〕
- (1) 尼崎市編・刊行、全三篇、一九三〇～三二五
 - (2) 『地域史研究』第一巻第二号・第三号（一九七二・一一、一九七二・一二）掲載
 - (3) 大日本近世史料九『諸宗末寺帳』上・下（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会刊行、一九六八・六九）
 - (4) 『地域史研究』第六巻第三号・第七巻第一号（一九七七・三、一九七七・六）掲載
 - (5) 兵庫県神職会編・刊行、全三巻・付録一（一九三七～四〇）、現尼崎市域の神社は上巻に収録
 - (6) 吉井良隆編、西宮神社刊行、二〇〇一
 - (7) 岡田米夫著、長田神社刊行、一九七二
 - (8) 『生田神社史』後神家文書全三巻（生田神社社務所、一九八〇～八八）、『生田神社史』（生田神社、二〇〇七）
 - (9) 大阪市編・刊行、一九一一
 - (10) 『大阪市史史料』第六・一五・四一・四二輯（大阪史料調査会、一九八一・一九八五・一九九四）

〔執筆者〕 岩城 卓二

現尼崎市域を治めた領主 元和三年（一六一七）、戸田氏鉄が、現尼崎市域を含む西摂津に五万石の所領を得ました。同年の現市域の所領は、おおよそ尼崎藩が六一％、幕府領二〇％、旗本領一八％、寺領等一％で構成されています。

大坂周辺は領主交代が激しく、小さな所領が分散錯綜していることが特徴とされます。市域の領主変遷については、『尼崎市史』第二巻第五章第二節に叙述されています。村ごとの領主変遷は、このうち「尼崎地方の所領の変遷」の「江戸時代における市域村々の領主の変遷」に記されているほか、『尼崎地域史事典』、『角川日本地名大辞典』28「兵庫県」（角川書店）、『日本歴史地名大系』第二九巻「兵庫県の地名」1（平凡社）などにより調べることができます。

大名家・旗本家の履歴は、いずれも幕府編さんの『寛永諸家系図伝』（全一五巻・索引二、続群書類従完成会）・『藩翰譜』（全五巻、新人物往來社）・『寛政重修諸家譜』（全二二巻・索引四・家紋編一、続群書類従完成会）・内閣文庫影印叢刊『譜牒餘録』（全三巻、国立公文書館内閣文庫）・内閣文庫所蔵史籍叢刊『干城録』（全八巻、汲古書院）・内務省地理局編さんの『藩屏年表、諸侯年表』（柏書房）等により調べることができます。

大名・旗本は江戸に屋敷を構え、江戸城に登城しました。年頭礼・参勤交代・家督相続・叙任時の大名・旗本の江戸における動向については、『江戸幕府日記』『徳川実紀』『続徳川実紀』により知ることができます。『江戸幕府日記』は一部が公刊されていますし（全二六巻、ゆまに書房／『明暦年録』、『万治年録』、『寛文年録』、『宝永年録』、『文化年録』野上出版）、国立国会図書館・国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧が可能です。

『徳川実紀』（全二〇巻、国史大系刊行会／索引人名編二巻・索引事項編二巻、吉川弘文館）と『続徳川実紀』（全五巻、国史大系刊行会）は、江戸時代研究の基本史料ですが、記載内容に信憑性が問われるものもありますので、事実確定にあたっては注意が必要です。

尼崎藩は大坂にいる幕府役人ともしばしば接触しました。在坂役人をはじめ大名・旗本の役職変遷については、『柳宮補任』（全六巻、東京大学出版会）で調べることができます。

大名家史料の所在確認については、『旧華族家史料所在調査報告書』（全五冊、学習院大学史料館）が役立ちます。また、近年は、『尼崎市史』第五巻・第六巻掲載史料を所蔵する公共機関をはじめ、所蔵史料の検索環境が整備されています。データベースを活用することで、新しい史料を見出すことができるかも知れません。『藩史大事典』（全八巻、雄山閣出版）のような藩史事典は複数刊行されています。これらからも、藩の概要、研究動向、史料所在情報を確認することができます。

現市域の幕府領は、大坂の鈴木町・谷町代官所等が支配しました。これら代官所や、赴任した代官のまとまった史料は現在まで確認されていませんが、西沢淳男『幕府陣屋と代官支配』（岩田書院、一九九八）、同編『江戸幕府代官履歴辞典』（同前、二〇〇一）から代官の変遷が知られます。

尼崎藩 市史第二巻には、尼崎藩の所領支配について詳述されていますが、その典拠となる史料の多くは町村文書に残された法令や、人足徴発・河川普請関係文書です。換言すれば、支配と被支配が接触する世界の文書といえます。市史第五巻二「尼崎藩主・藩領」

に尼崎藩主家の家譜・家訓、諸領主の知行宛行状等が掲載されており、『兵庫県史』史料編近世第一〜四巻も役立ちます。しかし、これらの編さん以降、まとまった新たな藩主家・藩政文書類は発見されていません。**戸田氏** 元和三年（一六一七）以降、尼崎藩は戸田氏・青山氏・松平氏が治めました。このうち戸田氏時代の藩政文書は確認されている点数がもつとも少ないのですが、市史第五巻掲載史料及び『地域史研究』第一四巻第一・二号掲載の「戸田氏鉄侍帳」（大垣市立図書館所蔵）のほか、鈴木喬編著『大垣藩戸田家の見聞書―二百年間集積史料「御家耳袋」―』（岩田書院、二〇〇六）に若干の史料が掲載されています。

また、戸田氏が転封した美濃国大垣（現大垣市）にも関係史料が残っており、『新修大垣市史』史料編一（大垣市、一九六八）には「大垣藩定帳」など尼崎藩政研究のうえで参考となる史料が掲載されています。

青山氏 尼崎藩主家・藩政文書として特筆されるのは、すでに市史第五巻に主要文書が掲載されている加藤省吾氏収集の青山氏関係文書です。家譜・領知朱印状写・領知目録・分限帳・幕府役負担に関わる文書のほか、青山幸成・幸利・幸督の書状や尼崎城の普請に関するものが含まれます。

このほか編纂物ですが、『青大録』（国立公文書館内閣文庫所蔵）は青山幸利の事績を記録しており、一七世紀の藩政の一端をうかがうことができる貴重な記録です。市史第五巻にも抄録されていますが、全文を通読すると、藩政研究の手がかりが得られるでしょう。

また、青山氏が尼崎以降三度の転封のち定着した美濃国郡上（現郡上市）にも青山氏の史料が残っています。『郡上八幡町史』史料編一〜三（八幡町、一九八

五〜八七）には、尼崎藩時代を含む系図や家臣団の記録などが収録されています。

松平氏 松平氏時代の藩文書は、藩主家に伝えられた主要部分は失われたと考えられ、一部が尼崎市立図書館旧蔵文書（市教育委員会所蔵）として残っています。領知関係・藩主家訓・分限帳・尼崎城に関する文書や絵図のほか、家老を務めた堀家の文書などが含まれており、主要史料が市史第五巻に収録されています。

松平氏時代の藩士家の文書として、藩の軍術の師を務め、幕末期には江戸詰側用人や郡代などを務めた内田家の文書と、勘定方・側用人などを務めた片岡家の文書が残っています。このうち地域研究史料館所蔵の内田繁氏文書は、分限帳や幕末外国船警備などの藩政関係、軍術・武術伝授目録や家督など家関係、城下絵図や松平氏系図、版籍奉還時の藩主建言書写し等多彩な内容の文書群です。また、片岡陳正氏文書は、武家の家系に関する史料として、『図説尼崎の歴史』近世編第三節2「武士の家」にその内容の一部を紹介しています。

また、松平氏時代の藩士の文化・学問分野の著作としては、俳名を亀文といひ一椀井と号した忠告の没後にまとめられた文政五年（一八二二）刊行の『一椀井発句集』及び、狂歌を好む一方、藩学にも熱心であった忠栄の著作として天保二年（一八四〇）に刊行された『胎歟編』『喫茶問答』などがあります。忠栄の学問については岡本静心著『尼崎藩学史』（尼崎市教育委員会他、一九五四）で述べられています。

幕末・明治期の藩関係史料 『尼崎市史』や『図説尼崎の歴史』に一部紹介され、その後調査・研究が継続しているのが、早稲田大学図書館所蔵の服部文庫です。

ることができません。また、旧藩士家に生まれた畠田繁太郎が著した『尼崎今昔物語』（萬有社、一九三七）は、回想や伝承にもとづく記録で内容の評価がわかれますが、調査・研究の手がかりが得られません。

旗本・大名飛び地 市域には多くの旗本家領が存在していました。『寛政重修諸家譜』以降の旗本家の当主名については、『江戸幕府旗本人名事典』（全四巻・別巻一、原書房）により確認することができます。

旗本家の史料も、ほとんど残されていません。所領支配の調査・研究には、所領であった村の文書に残る御用状が役立ちます。旗本家家臣と所領の代官・庄

屋の間で交わされた書状で、「江戸来状留」「御用状留」等と題してまとめられていることもあり、村に対して発せられる旗本家側の意思・意向を知ることができる数少ない文書です。現尼崎市域では主として北部に多くの旗本領の村があり、文書が残る例もすくなくありません。このうちもつとも大量の文書群である下坂部・沢田正雄氏文書を活用した近年刊行の研究書として、熊谷光子著『畿内・近国の旗本知行と在地代官』（清文堂出版、二〇二二）があります。

一方、現市域に飛び地をもつ大名の文書は、城郭・陣屋をおく本拠地に残されていることがあります。関

服部家は、荻生徂徠の高弟服部南郭の家筋につながり、江戸に住しました。南郭より四代目となる元雅（小山）の時代に、尼崎藩主松平忠告に召し抱えられます。五代元済、元雅の三男で七代となる元彰（清三郎）も尼崎藩に仕え、とくに元彰は幕末期の尼崎藩政に深く関わり、維新时期には政府が設けた公議所において藩を代表して意見を述べる公議人として活躍しました。同文庫の「幕末維新尼崎藩関係書留」「幕末維新書留」は、その関係文書です。元彰発信・同人宛の書状類や収集した情報類等が留められた「心違私録」「封事」「郷信世故」「公私諸案」は難読文書ですが、激動期の尼崎藩の動向が知られます。また、廃藩置県までの関係文書も多く残されています。

同文庫の幕末維新时期の「書留」から、諸藩の動向を知ることができます。他藩と同じく尼崎藩も激動の時代を生き抜くため情報収集に熱心であり、これら「書留」はその成果でした。同文書を活用すれば、幕末維新期政治史のなかに、尼崎藩の動向を跡づけることができるでしょう。また服部家が江戸に開いていた私塾に関係する文書や、古典籍も多数含まれます。

市史第六巻からもうかがえるように、幕末期の尼崎藩関係文書は乏しく、今後の服部文庫の調査・研究が期待されます。早稲田大学図書館文庫目録第八輯として『服部文庫目録』が刊行されており、一部は早稲田大学図書館のデジタルアーカイブで公開されていますが、大半は早稲田大学図書館の貴重書公開規定にしたがい同館で閲覧する必要があります。

近代以降の史料としては、尼崎士族会文書があり、地域研究史料館で閲覧できます。尼崎藩士族会の運営に関する文書であり、明治を生きた旧藩士の動向を知東には文書館が整備されている自治体が多いので、調査・研究の対象とすることが必要でしょう。また、現市域に所領を持った領主とは別の大名・旗本家文書に、関係文書が残されていることもあります。丹念に検索すれば、現市域の領主や領知に関する新たな文書を発見できる可能性があります。

〔参考文献〕地域研究史料館「尼崎藩を調べる」(シリーズ地域の歴史を調べる)三・四、『地域史研究』第二三巻第一号・第二号、一九九三、九・一一

〔執筆者〕岩城卓二

Column 尼崎藩家臣団データベース「分限」

「分限」公開 尼崎藩家臣団データベース「分限」は、地域研究史料館が尼崎藩士の役職や経歴をデータベース化し、ウェブ上に公開している検索システムです。インターネットに接続できる環境であれば誰でも利用登録し、各種分限帳データを網羅的・横断的に検索・利用することができます。従来、各時代の藩士の名簿である分限帳（侍帳）等の各種史料を閲覧・調査し、それが『尼崎市史』史料編などに翻刻されていない場合は原本ないし複製を閲覧・解読する必要があった尼崎藩士調査が、格段に調べやすくなりました。

同種データベースの国内先行事例としては、岡山大学附属図書館池田家文庫「諸職交替」データベース、

徳島大学附属図書館「蜂須賀家臣団家譜史料」データベース、名古屋博物館「尾張藩藩士大全・尾張藩藩士役職一覧」などがあります。しかしこれらは、出典史料が特定の一件のみ、表示データが画像あるいは抽出項目のみ、ウェブ公開ではなく有料販売など、それぞれ収録内容や公開の仕方に違いがあります。特定の藩について複数の分限帳をテキスト化し、ウェブ上に無料公開して自由に利用できる藩士データベースは例がなく、おそらく尼崎の「分限」が国内初のコンテンツです。

データベース構築の経緯 地域研究史料館の利用者が調べる内容・テーマは多種多様ですが、比較的多くの方が共通して調べるテーマで、対応・レファレンスがむずかしいものがいくつかあります。先祖調べもそのひとつで、なかでも尼崎藩士の子孫の方が先祖について調べたいというケースがしばしばあります。

従来、こういった調査の場合、各時代のさまざまな分限帳類に何百人と列記されている藩士名をひとりひ

それぞれ検索できるメニュー、たとえば「名前」であれば五十音順、「家禄」であれば禄高順、「出典」は出典史料別といった分類メニューも用意しています。
 なお「分限」の収録対象は各出典史料に掲載された家臣ということで、「坊主」「塗土」「奥女中」といった必ずしも武士ではない家臣も含まれます。

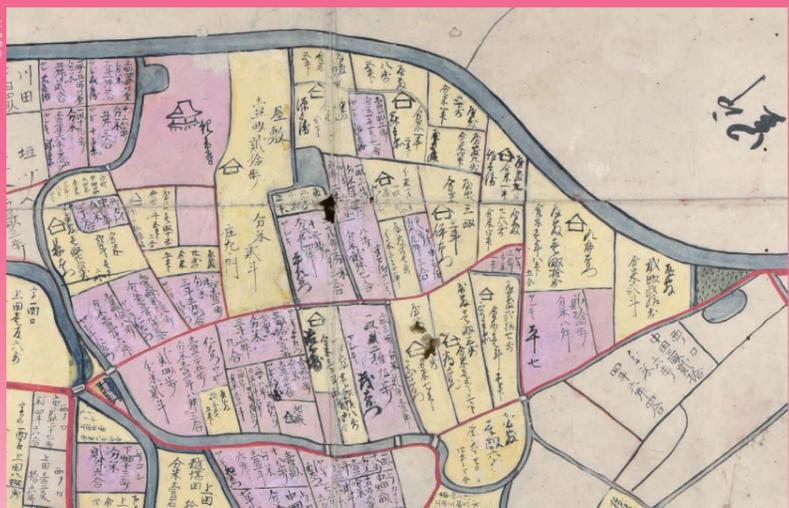
出典史料 「分限」に掲載している家臣団情報の出典史料は次のとおりです（平成二八年三月現在）。『尼崎市史』史料編や『地域史研究』に翻刻・掲載されたものなど代表的な分限帳類を優先的に掲載し、その後分限帳に類する史料の情報を随時追加しています。
 進化する「分限」が先祖調べや尼崎藩研究に大いに活用されることを、史料館として期待しています。

- 大垣市立図書館所蔵「戸田左門氏鉄公侍帳」
- 尼崎市立地域研究史料館寄託「尼崎藩青山氏給帳集」（加藤省吾氏文書）、「尼崎藩松平氏家中分限帳大概」（内田頼重氏文書）、「尼崎藩松平氏分限帳」（寺田繁一氏文書、同所蔵「江戸分限抜書帳」（内田繁氏文書）
- 尼崎市教育委員会所蔵「尼崎藩松平氏給人高・渡米調べ帳」「尼崎城下武家屋敷一覽之図」「尼崎藩家中家禄連名録」
- 板東均氏所蔵「御家中面々家禄」「青山家家臣非常録」「青山家家臣断絶録」
- 西宮神社所蔵「西宮神社御社用日記」
- 岸添和義氏作成「松平氏時代の本領郡代変遷及び在職年次一覽表」「中難代官一覽表」、いずれも同氏論文「尼崎藩の大庄屋制度について」（『地域史研究』第三五巻第二号）掲載

〔執筆〕 地域研究史料館（担当） 辻川敦（つじがわあつし）

第二節〈史料編〉6

村絵図



「友行村一筆限り絵図」（友行部落有文書、作成年未詳）より集落部分。領主によって色分けされた屋敷区画ごとに家主の名前が記され、左上には観音寺（白衣観音寺）も描かれている。

村絵図とは 村絵図とは、村の景観や土地・道路・用水の利用などを、絵図のうえに表現したものです。単色（墨引き）の絵図も多くみられますが、村の田畑や屋敷、道路、用水、寺や氏神、山林や河川などの各区分が色分けされ、見やすく描かれた彩色絵図も少なくありません。描く範囲も、村惣絵図といって一村全体を描いたものもあれば、境界争論に関する絵図などのように複数の村にまたがる広域絵図もあります。
 本項では、村に関する絵図全般を、村絵図としてご紹介します。現尼崎地域の村絵図は村の文書に多く残り保管する村絵図は、約二七〇点になります（平成二七年現在）。

村絵図の分類 近世の村絵図研究においては、木村東一郎氏が『近世地図史研究』などの研究書に示した、作成目的（主題）によって村絵図を分類する方法がよく知られています。現地域の村絵図も、特定の目的のために作成された主題図が多く残っているため、この分類に沿って村絵図を具体的に紹介していきます。

①**検地に関する図** 領主は所領替えや新田開発の進展などに応じて、領地の年貢負担能力を把握するため検地を行ないました。検地役人が一筆ごとの土地の形状や反別（面積）、高、地目、所有者（耕作者）などを調査し、検地帳とともに村絵図が領主に提出され、村に残っている村絵図はその控えになります。

安永八年（一七七九）八月の神崎村「村持ち加島新田絵図」（田中大庄次郎氏文書（3）、図1）は、神崎村が神崎川対岸の加島村流作場を開発してきた新田の検地図です。開発場（黄色）内に、一〜一六番の番号が付いた御検地箇所（白色）がみえます。神崎川の領

分限

尼崎藩家臣団データベース

検索

名前から探す
家禄から探す
役職・家格から探す
出典から探す

名前から探す

お(279)

大沢伊藏 家禄: 6石 役職: 家格: 大坂詰台御兵	大久保弁左衛門 家禄: 6石; 2人扶持 役職: 家格: 御新座敷番	小笠原久左衛門 役職: 家格: 給人
て(10)	勅使河原角馬内 役職: 家格: 定府給人	寺嶋平藏 役職: 家格: 中難代官
ひ(72)	人見何右衛門 家禄: 100石 役職: 家格: [なし]	平田成清 家禄: 20石 役職: 家格: 非役

出典から探す

万治3年「尼崎藩青山氏給帳集」(201)

森弥一右衛門
家禄: 100石
役職: 家格: [なし]

鈴木伝兵衛
家禄: 50石
役職: 家格: [なし]

佐久間何右衛門
家禄: 250石
役職: 家格: [なし]

「青山家家臣断絶録」(100)

池田半十郎 → 池田三郎兵衛
役職: 家格: 子供並以上

梶村彦兵衛
役職: 家格: 郡上給人

林平太夫
役職: 家格: 子供並以上

寛永19年5月「戸田左門氏鉄公侍帳」(272)

中村次左衛門
役職: 家格: 代官

奥村九郎右衛門
家禄: 400石
役職: 家格: 詰頭

赤見一郎左衛門
家禄: 100石
役職: 家格: [なし]

明治7年6月10日「尼崎藩家中家禄連名録」(719)

藤屋麻太郎
家禄: 6石

家禄から探す

1000石(8)

林平太夫 役職: 家格: [なし]	貞田玄蕃 役職: 家格: [なし]	堀尾丹下 役職: 家格: [なし]
300石(48)	片岡十郎右衛門 役職: 家格: [なし]	土屋次郎左衛門 役職: 家格: [なし]
350石(9)	柴原源右衛門 役職: 家格: [なし]	湊金左衛門 役職: 家格: [なし]

役職・家格から探す

尼崎藩家臣団データベース分限トップページ

<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/bugen/>

〔村絵図の分類例〕

作成目的（主題）による分類

木村東一郎『近世地図史研究』より

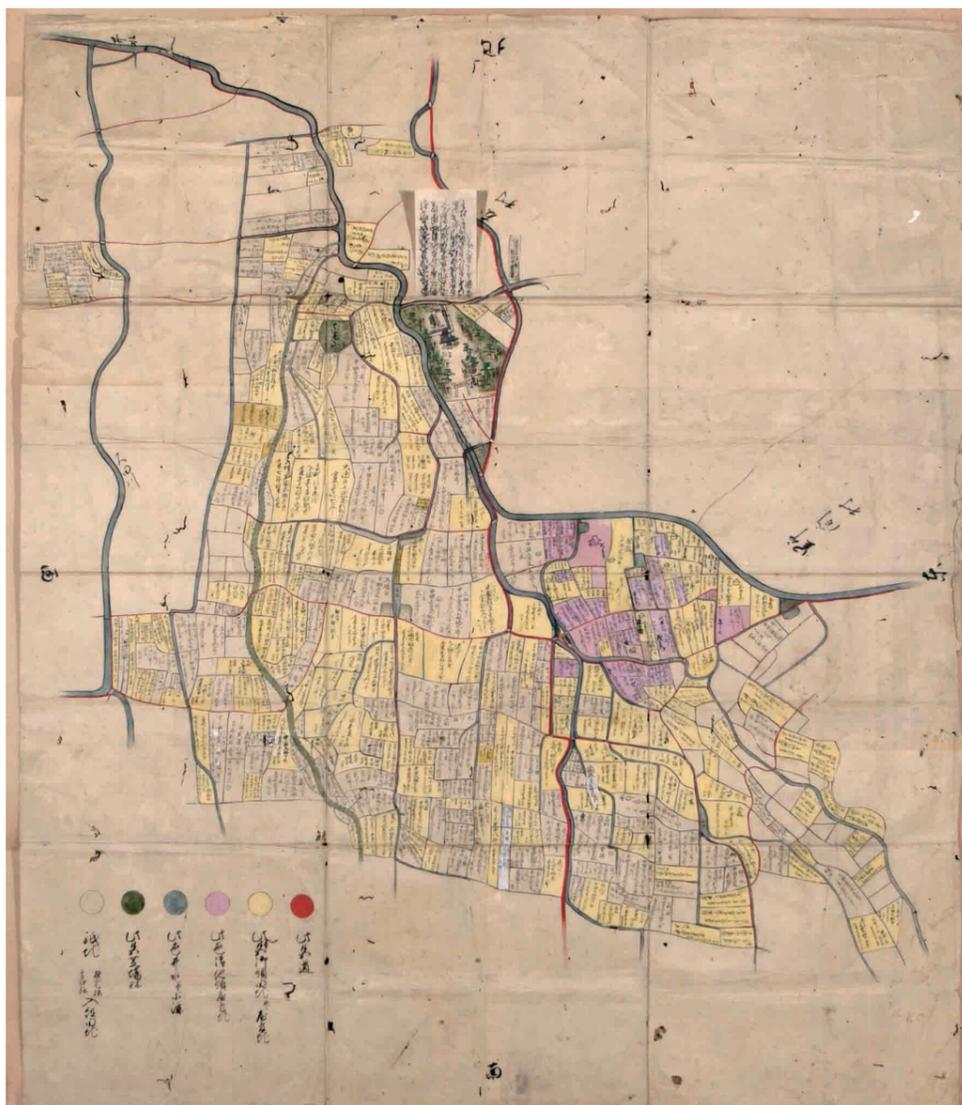
- ① 検地に関する図
 一般検地、新田検地、給地・寺社領・朱印地・除地の改め、田畑・潰地の起返、土地譲渡、新田開発、地租改正など
- ② 領地替えに関する図
 国絵図作成、領主の交替、版籍奉還、廢藩置県など
- ③ 境界の設定に関する図
 山・川・野境論争の裁許、境界改め、用水論争、川魚権など
- ④ 請願に関する図
 川除場・川辺・川堰の普請、水車取地、屋敷番付、墓所据置、道路改修、開墾、山林畑成など
- ⑤ その他
 村明細帳差出、役人巡検、新屋敷・村類焼の改め、宗門改め、村保存用など

村絵図を含む地図・絵図の分類方法については、研究者からいくつかの分類試案が出されています。その分類指標は、作成契機（幕府提出・藩用・村用）、描写範囲（一村・広域）、描写方法（見取図・測量図等）、内容による分類（一般図と主題図）など、さまざまです。

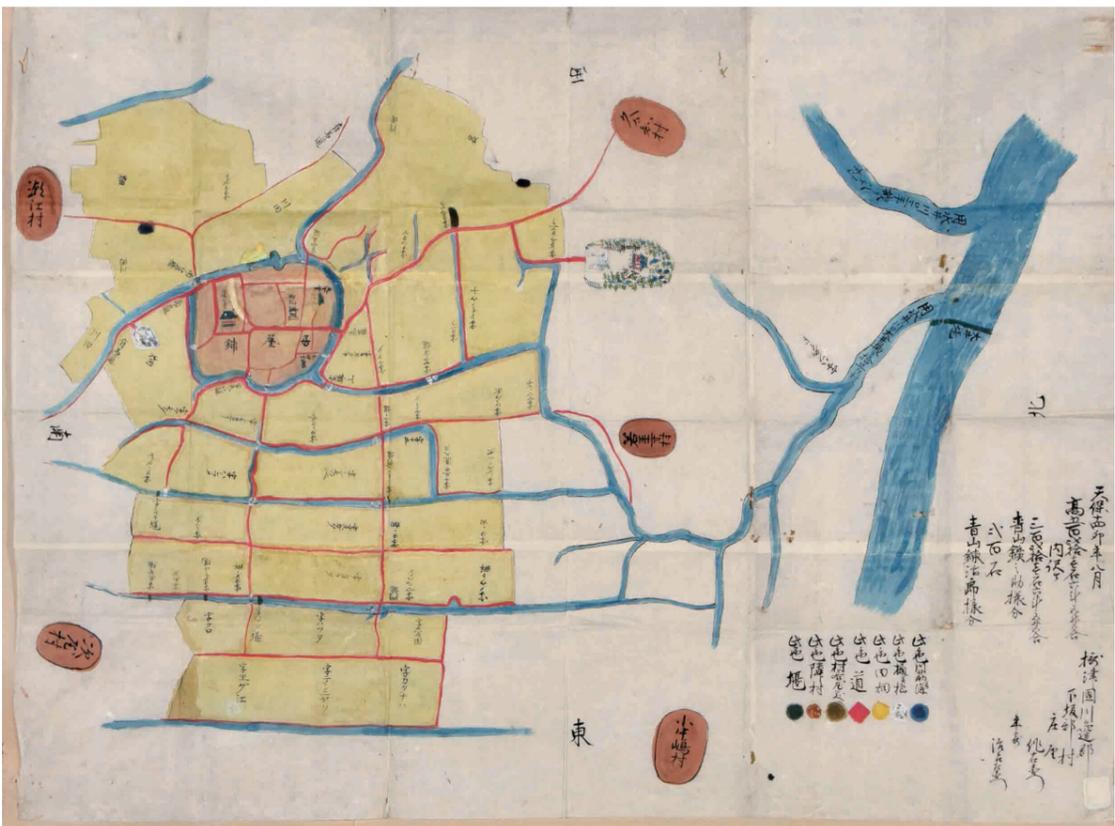
この項の末尾にあげた参考文献にも、いくつかの分類試案が紹介・解説されています。参考にしてみてください。



〔図1〕神崎村「村持ち加島新田絵図」安永八年
田中大庄次郎氏文書(3) 東西七九センチ、南北五五センチ



〔図2〕友行村一筆限り絵図「友行村全図 姓名田畑分米記入」作成年未詳
友行部落有文書 東西九九センチ、南北一一三センチ
「御領」(幕府領)と「他領」(旗本長谷川氏知行所) それぞれの田畑・屋敷地を色分けして描く。



〔図3〕下坂部村絵図 天保14年 三根久昌氏文書 東西75cm、南北101cm

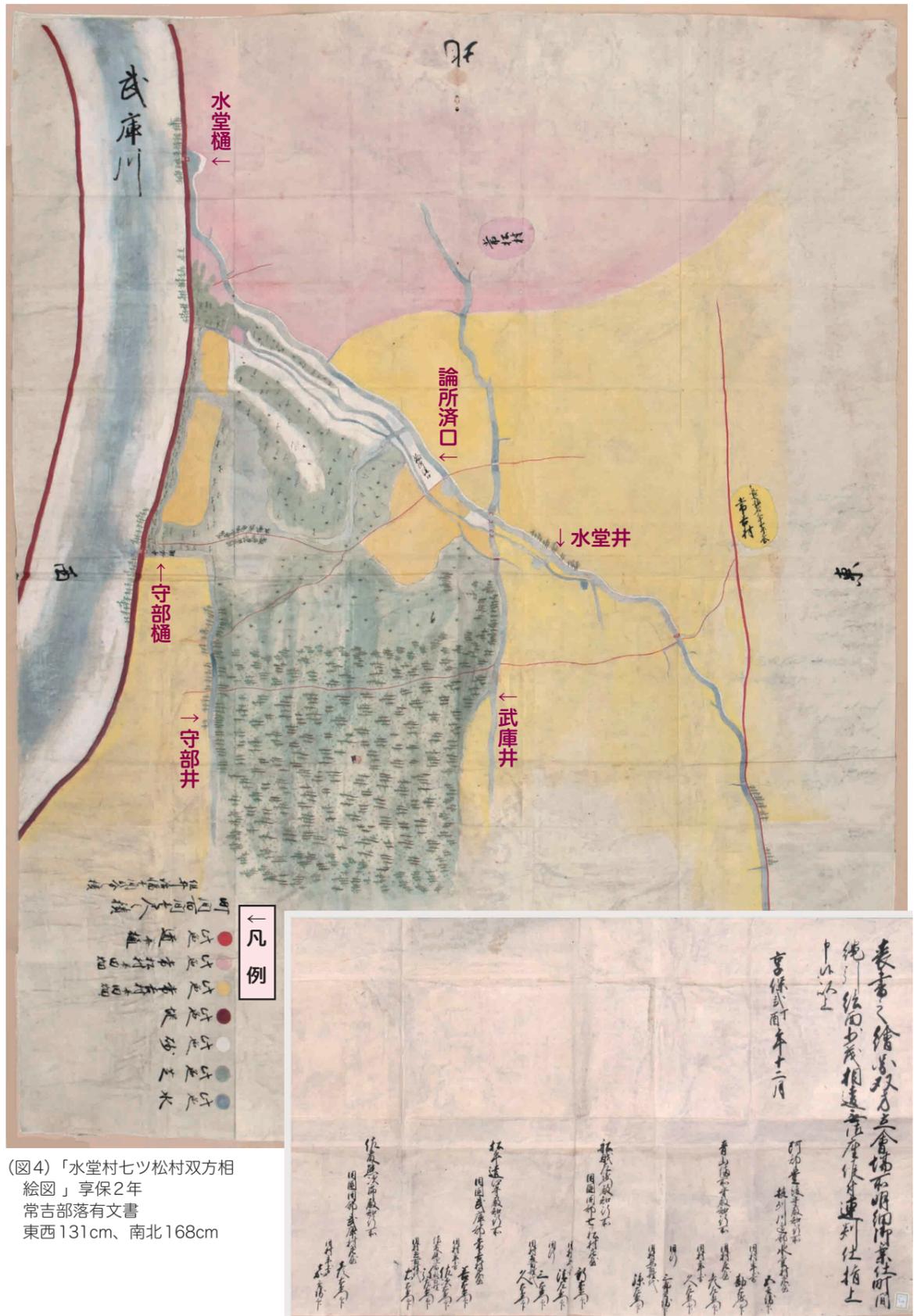
主は尼崎藩ですが、開発場は幕府領なので、幕府役人による検地を受けています。

また、作成目的は必ずしも明記されないので、村内の区画一筆ごとの情報を記した一筆限り絵図もしばしばみられます。「友行村全図」姓名田畑分米記入(友行部落有文書 図2)は、一筆ごとの土地について小字名、田・畑の別とその等級(上・中・下)、反別(面積)や分米(年貢高)を記しています。友行村は相給村でしたので、「御領」(幕府領)と「他領」(旗本長谷川氏知行所)それぞれの田畑・屋敷地を色分けして描いています。氏神や寺の境内の様子、道や橋・高札場なども書き入れられ、村内の位置関係を読み取る目印になっています。このように、村の主要な情報が書き入れられており、実用的な図であったと推測されます。なお、『図説尼崎の歴史』近世編第一節5「近世の村」(岩城卓二氏執筆)が、この図をもとに、村の土地構成・配置や景観についてくわしく解説しています。

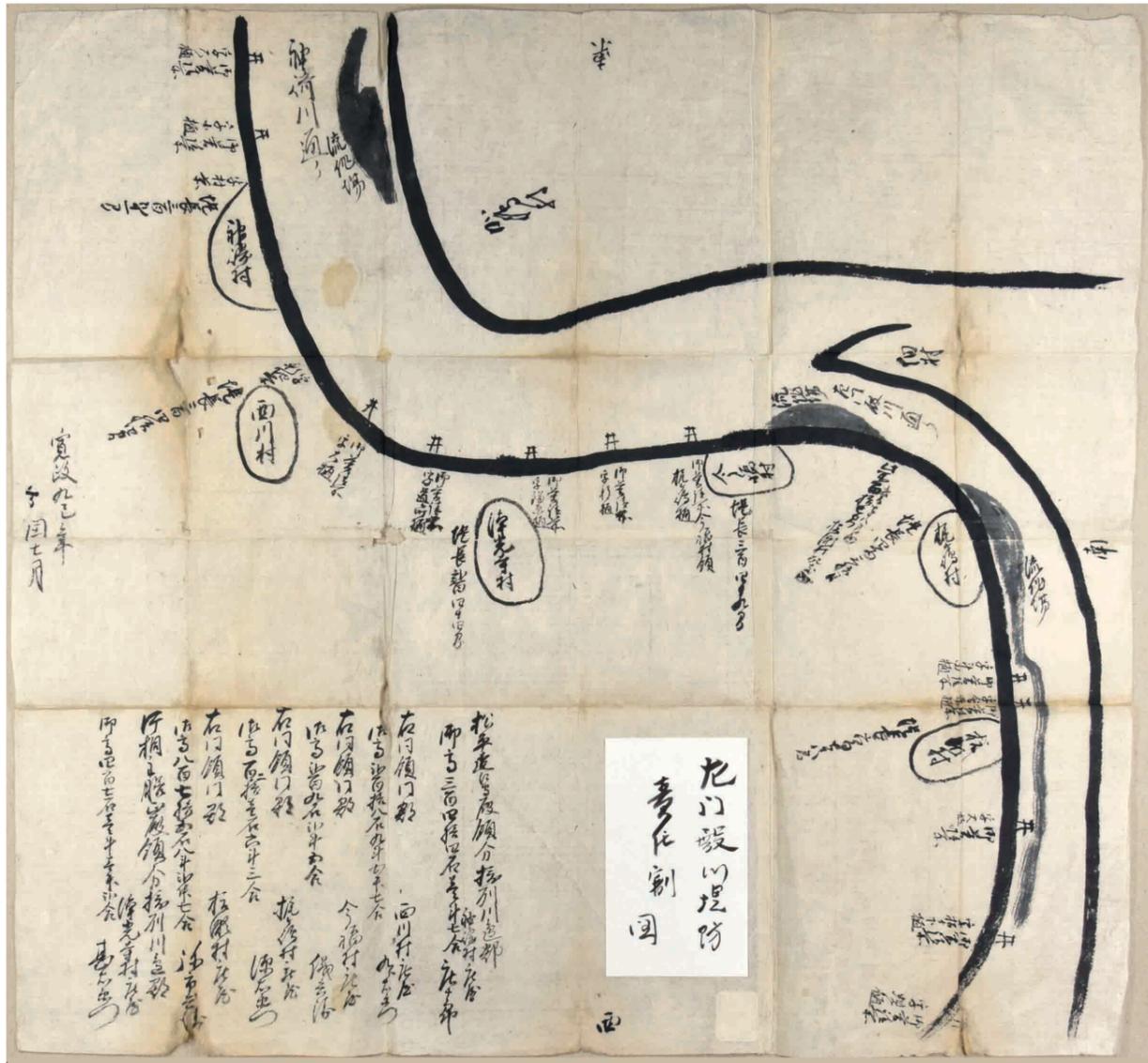
近代初頭の絵図になりますが、同種の一筆限り絵図として明治四年(一八七二)作成の「東新田村一筆限り絵図」(柳川啓一氏文書)を本書第一部に掲載しています。地租改正の準備作業のために作成された絵図ではないかと考えられます。

②領地替りに関する図 現尼崎市域の場合、尼崎藩をはじめ領主側の史料があまり残っていないこともあって確認できる例がほとんどありませんが、下坂部村の文書として残った絵図に、天保の上知令に関連して作られたのではないかと推測されるものがあります。天保一四年(一八四三)六月、幕府が大坂周辺地域の私領を公収(直轄化)する上知令を発した際、旗本青山氏(幸正系・幸高系)の所領である下坂部村も上知の対象となりました。対象となった村々は、領主を通じて必要書類を、上知を担当する大坂の築山・竹垣両代官立会役所に提出しており、村絵図もそのなかに含まれていたようです。下坂部村絵図(三根久昌氏文書 図3)には、居屋敷、各小字の名称、田畑などの土地利用状況、道や水路・用水・堰、近隣村々との位置関係など村の概要が描かれています。図の右下には村高とその領主ごとの内訳が記され、作成者として庄屋・年寄の署名が入っています。

③境界の設定に関する図 現市域に残る絵図で、これに類する特徴的なものといえるのが、水利絵図です。猪名川・武庫川両水系から用水を引く井組(用水組合)が近世にはいくつも成立し、取水や悪水抜き(排水)などをめぐって水利争論が多発しました。このため水利絵図が多く残っており、地域研究史料館が所蔵する絵図のなかでもっとも多くの点数を数えます。



（図4）「水堂村七ツ松村双方相絵図」享保2年 常吉部落有文書 東西131cm、南北168cm



（図5）「神崎川諸村樋場所絵図」寛政9年 田中大庄次郎氏文書（2） 東西55cm、南北60cm

水利絵図のなかでも、代表的なのが水論の立会絵図・裁許絵図です。争論が訴訟に発展すると、同領主の村や井組間の争いの場合には領主が、異なる領主の村や井組間の争いの場合には大坂町奉行所がこれを裁くこととなります。原告・被告双方の主張や証拠文書を審議しても判断できない場合、これを吟味する領主ないしは町奉行所が、双方に立会絵図を作るよう命じます。立会によっても解決されず、領主ないし町奉行所の裁決によって決着する場合には、裁許絵図が作られ原告・被告双方に絵図が下げ渡されました。

「水堂村七ツ松村双方相絵図」（常吉部落有文書、図4）は、正徳二年（一七二二）の武庫川洪水で破損し修復された新溝の水堂井への悪水抜き（排水）をめぐる、新溝を修復した常吉村・武庫村側と水堂井（水堂村・七松村）の間で起きた水論に関する絵図です。享保二年（一七二七）一二月に作成されています。

この絵図は、武庫川脇の漏水から発する「新溝」と水堂井との間にある白色の砂地部分（常吉村領）に「論所」（争点となる場所）と書かれています。絵図の裏面には、「表書の絵図は双方の村々が立ち会い場所を詳しく〈ご案内〉し、「町間縄引」（測量）しており、絵図の記載に相違はありません」という誓いの文言が、四か村の村役人の署名・連印とともにあります。また論所には「済口」とも書かれていますので、当事者双方で解決し訴えが取り下げられたようです。ただ完全解決とはいかなかったようで、翌享保三年六月の裁許状の覚え（同じく常吉部落有文書）から、最終的には幕府の裁決という形で争いが終結したことがわかります。

立会絵図や裁許絵図は大型のものが多く、「水堂村七ツ松村双方相絵図」は大きさが二二一×一六八センチ



(図6)「堤切れ箇所差上げ絵図写し」 元文5年 宇保登氏文書(1) 東西42.5cm、南北81cm

されておらず、用水や堤・川堰・悪水樋などといった水利施設の場所を記した麓絵図や見取図なども多く残っています。作成年代の記載がないものが多く、水利の現状を記録し、村がそれを必要時に確認するといった実用的な役割を果たしていたものと推測されます。

④請願に関する図 堤・堰など水害防止施設の普請に関する絵図が残っています。たとえば寛政九年(一七九七)閏七月の「神崎川諸村樋場所絵図」(田中大庄次郎氏文書(2)、図5)には、神崎川・左門殿川西岸の尼崎藩領及び他領の村々に、修復対象となる堤の場所数か所が、尼崎藩の「御普請所」として描かれています。

なお、当時尼崎藩は土砂留大名として、猪名川流域や武庫川流域など西摂・北摂地域の河川巡回・監督を担当していました。

チメートルもあります。近世の絵図は畳のうえに広げて見るのが通例で、大きさに制限はありませんでした。また、多くの絵図には東西南北の方向が記され、天地は決まっておらず、四方から眺めるように描かれています。多くの絵図において、村名や凡例など文字で描かれる個所の向きは一定ではありません。

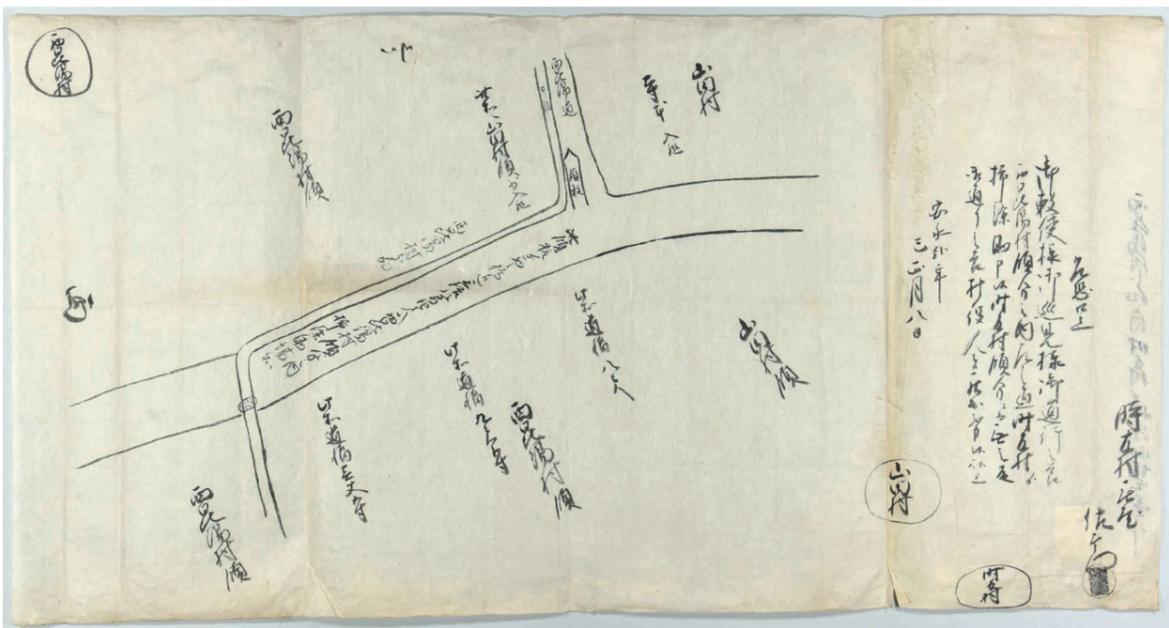
この絵図は誰が描いたのか記録されていませんが、村絵図は村役人や絵心のある人によって描かれる場合が多く、絵図によっては絵師の名前や押印があるものもあります。訴訟となった場合など、法的な証明のために作られる場合は、描画と測図の技能を持つ、絵師(絵図師)と呼ばれる者が作成する場合もありました。

また、この絵図の凡例(色分け)の隣に、「町間百間一尺之積」という記載がみえます。これは百間(六百尺)の距離を一尺の長さで表す六百分の一の縮尺であることを意味しており、絵図が測量の結果をもとに一定の縮尺で描かれていることを示しています。図中には「但井路幅寄間式分之積」(一間=六百分を二分で表す、三分の一)や「右式ヶ所道法(七ツ松村・水堂村への距離分間不合)」とも記され、異なる縮尺で描かれている部分もあります。論所やこれに関連する個所は一定の縮尺で描き、周辺部分の縮尺は適宜調整されているものと思われる。

水利関係の絵図のなかには、作成の理由や目的が記

洪水の被災状況を報告した絵図も、年貢減免願などの請願の前提として作成されます。現地域では、元文五年(一七四〇)の武庫川・猪名川流域の洪水や、慶応元年(一八六五)の武庫川洪水の絵図が代表例です。そのうち元文五年の猪名川・藻川流域の水害絵図(徳永孝哉氏文書)には、次のような記述があります。

「元文五年八月九日、猪名川・藻川の堤が数か所決壊し、村々が浸水した。ことに上食満村の決壊場所より両川の水が入り込み、六月より七月・閏七月・八月中旬にいたるまで色々浸水があり、村は難儀した。下流の村より助人足が出され、八月二〇日までによく水がとまった」



(図7)「時友村掃除助場所墨引図」 安永2年 古田嘉章氏文書(1) 東西28.5cm、南北55cm

同図には、藻川沿岸の決壊した場所とその長さが記されています。同じ洪水を記録した別の絵図(宇保登氏文書(1)、図6)は、川の水が堤(黒太線)を破って田畑へ大波のように押し寄せるさまが描かれており、洪水の恐ろしさを生々しく表しています。

⑤その他 ①～④以外の絵図で特徴的なもののひとつとして、幕府巡見使の巡見に際して作られる絵図があります。幕府巡見使というのは、全国の大名の動向を監視することを目的として、將軍代替わりの際などに視察を行なわれたものです。巡見使が街道筋を通行する際、掃除役が沿道の村々に課せられ、掃除場所を示す絵図が作成されました。

図7は、尼崎藩領であった時友村が安永二年(一七七三)に作成した「掃除助場所」の絵図です(古田嘉章氏文書(1))。街道上の領杭(寺本・山田・西昆陽の村境)から西へ三八間四尺(約七〇メートル)の「掃除助場所」を示したもので、この部分は時友村と同じく尼崎藩領である西昆陽村の領分でした。時友村は街道沿いではありませんでしたが、図中に「御勅使様・御巡見使様の通行に際して西昆陽村内の掃除を分担して手伝つことになっている」とあり、続いて「(しかしこの場所は)時友村の領分ではないから御勅使様・御巡見使様が通行される際には(挨拶などのため)同村の村役人は出向かない」という、時友村の庄屋の断り書きと判があります。この絵図は、今後の巡見に際してこれ以上時友村の負担が増えないよう、後年の確認のため作られ

たものと思われる。

村絵図の整理・保存・活用 本項に紹介したとおり、現尼崎市域の村絵図は多様なものが残っており、多くは地域研究史料館が保存・公開する村の文書に含まれています。史料館では、絵図が含まれる文書群を整理して目録を作成し、所蔵者より寄託・寄贈を受けたものなど公開可能な文書群については順次公開し、閲覧利用に供しています。

村絵図はサイズが大きなものも多く、閲覧のために展開と折りたたみを繰り返すと、他の形態の古文書以上に破れやすく傷みや歪みというデリケートな性質を持っています。このため、閲覧公開にあたっては慎重な配慮が必要となります。史料館では、公開している絵図のうち、撮影マイクロフィルムや複製プリント、デジタルデータがあるものについてはこれらによる複製閲覧を優先させていますが、破損や劣化・虫損が著しいなど保存上の問題がある場合を除いては、原本の閲覧要望に対しても柔軟に応じるようにしています。

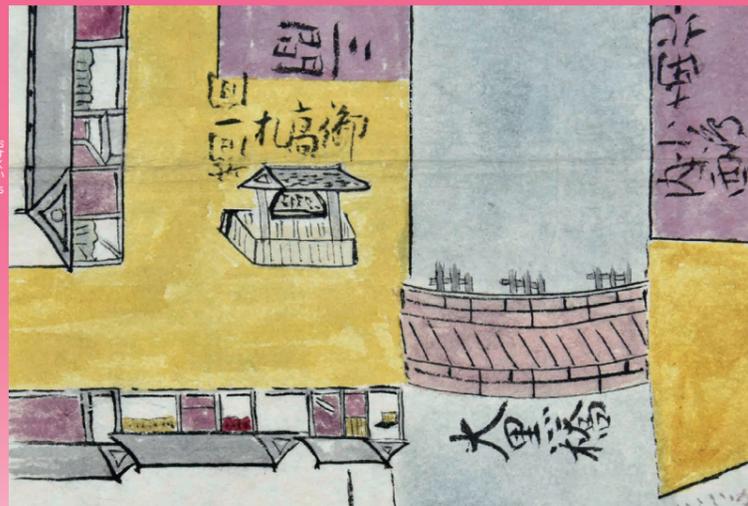
(参考文献)

- 木村東一郎『近世村絵図研究』小宮山書院、一九六一
- 同『近世地図史研究』古今書院、一九八七
- 川村博忠『近世絵図と測量術』古今書院、一九九二
- 金田章裕『絵図・地図と歴史学』『若波講座日本通史』別巻三・史料論、若波書店、一九九五
- 杉本史子ほか編『絵図学入門』東京大学出版会、二〇一一
- 金田章裕・上杉和央『日本地図史』吉川弘文館、二〇一一

(執筆著) 地域研究史料館(担当 三浦寿代)

第二節〈史料編〉7

町絵図



「築地町絵図(御救地絵図)」(享保二〇年)より大黒橋付近。紫色で示される御救地や町人地の家並み、橋の西側にあった高札場が描かれている。

町絵図とは 元和三年(一六一七)に尼崎に入市した戸田氏鉄の時代から、戸田氏に代わって寛永一二年(一六三五)に入市した青山幸成の時代にかけて、尼崎町の新城下町が建設されました。こういった城下町を管理するために、侍町の家屋敷を記録した城下絵図や、町人地の所有者を町が管理・記録した絵図などが作成されました。ここでは、町人地各町ごとに町の土地を管理するために作成された絵図類を取り上げ、「町絵図」として紹介します。

近世尼崎町 近世尼崎町は、中世以来の大物町・市庭町・別所町・風呂辻町・辰巳町に、近世初頭に新たに造られる宮町・中在家町・築地町を加えた町場八町と、侍町・寺町により構成されていました。

このうち、村の年貢にあたる地子の負担を負うのは、町人が住む町場八町でした。尼崎藩のいわば「官舎」の敷地である侍町と、寺院の境内地である寺町は藩の所有地であり、質入れ・売買を認められない非課税地でした。城郭内や侍町の屋敷地に課税されるようになるのは、明治初年の地租改正以後のことです。

地子を負担する町場について、史料に記録される町人人口を追っていくと、青山氏時代の寛文九年(一六六九)頃に二万四、〇八九人、松平氏入部後の享保一十九年(一七三四)に一万六、四九四人、天明八年(一七八八)に二万二、〇〇八人、天保九年(一八三八)に九、六七一人と推移しています。

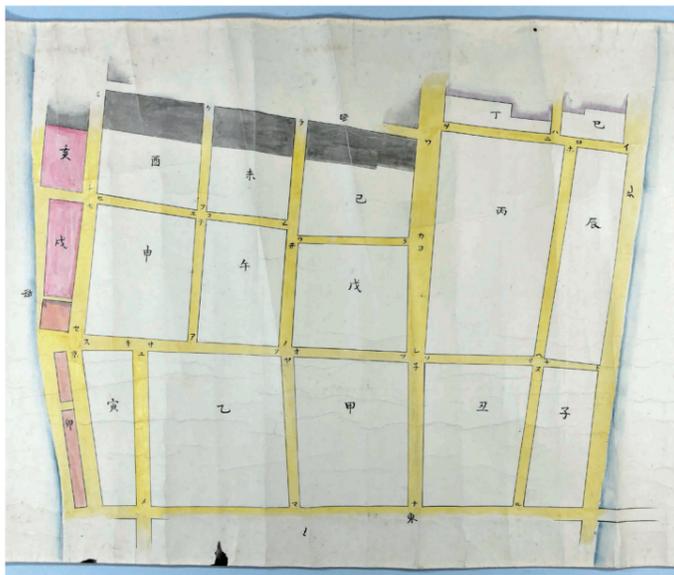
この尼崎町の町場の本高(本地子)は六〇〇石と定められ、戸田氏時代には中世以来の五町に中在家町を加えた六町に、その後宮町の町場形成が進んだ青山氏時代には宮町を加えた七町に割り振られていました。この本高に対する定納の年貢高は時期によって変化し



(図1) 近世尼崎城下



「風呂辻町分間絵図」文化13年
上巻縦42cm、下巻縦54cm



(図2、右の写真) 分間絵図のうち「一覧之絵図」
向かって右が北で大物川沿い、左が左門殿川沿い

発な経済活動が展開されました。わけても生魚問屋・干鰯屋・上荷問屋・荷問屋(酒屋荷物等)・塩問屋・材木屋など、瀬戸内海一円から九州あるいは関東といった遠隔地との流通に携わる、中央市場的性格の業種の活動が目立ちます。神崎川・淀川を通行して伏見・鳥羽と往復する過書船や、大坂・堺・兵庫への貨客輸送を担った渡海船、漁船など、船の種類と船数が多いことも特徴です。これらに加えて線屋・線綿中間屋や、樽巻き・縄を集荷する荒物仲間といった、近接する西摂地域内の商取引もみられました。

ますが、役人屋敷や街路の拡張・新設などによる町人地の減少分が差し引かれ、五割三〇〇石の負担が上限基準となっていました。これに城下町建設後増加した新屋敷地子分を加えて納めることとされ、各町は町屋敷の間口割りによりこれを負担していました。文化七年(一八一〇)の「築地町式目帳」(築地町文書、『尼崎市史』第五巻掲載)によれば、この時期の本地子・新屋敷地子を含めた納入高は四〇三石余りとなっています。

なお、七町が地子を負担するのに対して、青山氏時代に造成され寛文四年(一六六四)に完成した築地町は年貢を負担していません。寛保二年(一七四二)と寛政七年(一七九五)の築地町の勘定目録(同前)には、坪数二万一四〇坪余りに対して銀高一貫二九〇匁余りの年貢が課せられ、銀三〇枚を上納することが記録されています。

このように、間口に対して賦課する地子と坪数に対して賦課する年貢があり、とくに地子の課税基準となる間口は各町共通で重要であったため、多くの「町絵図」に記録されています。

経済活動と町屋敷の権利移動 近世尼崎町では、活

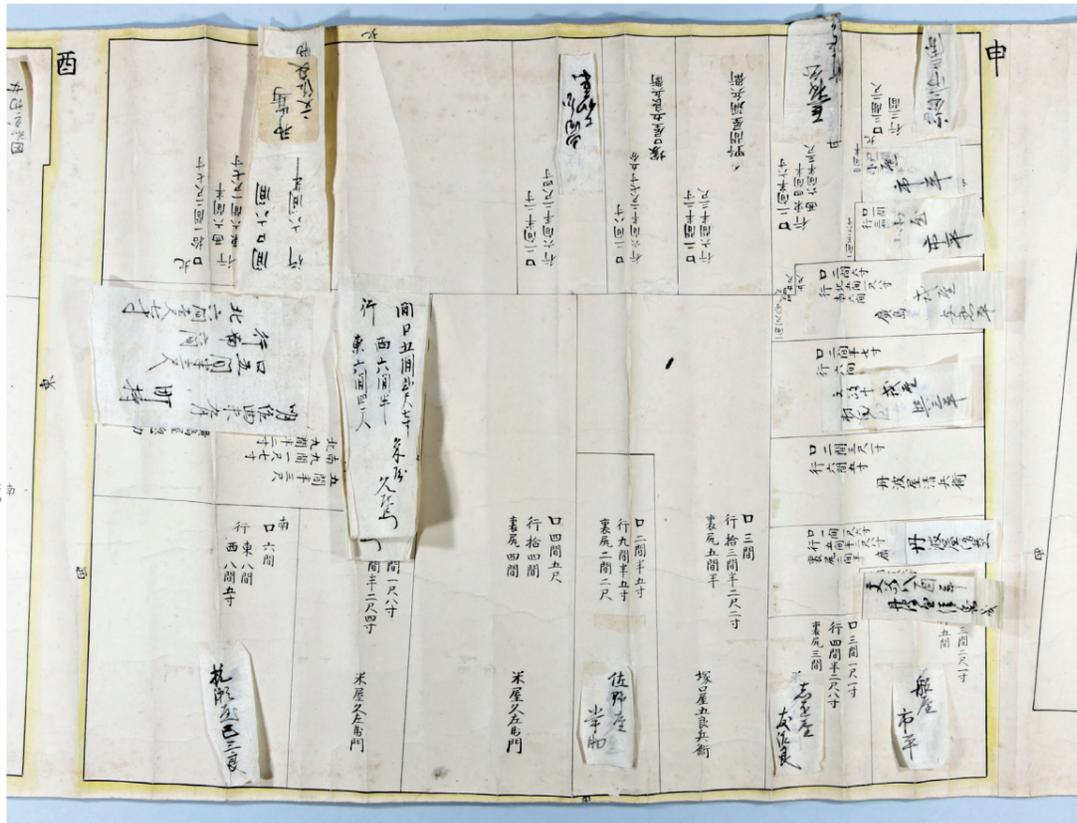
城下の町人屋敷地は、こういった経済活動の場であるとともに、商売上の担保としてしばしば質入れや売買の対象となり、借家経営も盛んに行なわれました。その結果、屋敷地の所有権や質権の移動、分筆・合筆などが頻繁に行なわれることとなります。こういった売買・権利移動の際に作成される証文が「沽券」であり、町役人らが町の区画を管理するため権利関係の移動を記録する台帳が「沽券帳」(水帳ともいう)、屋敷地の場所を明示する図が「沽券図」です。これらは幾度となく改訂され、新調されました。

沽券帳と沽券図は各町の役人が管理していたので、明治維新後の地租改正によって土地の管理を国が行なうようになると、旧名家や戸長家、あるいは町内会や社会福祉協議会といった地域組織に残ることになります。旧尼崎城下の町場では、風呂辻町、中在家町、築地町の沽券図が残っています。また、行政上は村なのですが、城下町と一体であった別所村内の屋敷出屋敷を含む)について、所有者名と石高を記した絵図も伝えられています。なお、住民管理上の情報として、土地所有者の職業を記載した沽券図が各地に残っていますが、尼崎城下の場合、現在確認できている沽券図はいずれも職業記載を欠いています。

以下、町村別に、沽券図をはじめとする町絵図及び関連史料を紹介していきます。所蔵機関を特記したものを除いて、いずれも寄贈・寄託等により地域研究史料館が収蔵している文書群に含まれる絵図です。

風呂辻町 田中種子氏文書に、文化・文政期の沽券図・沽券帳が残っています。

○「風呂辻町分間絵図」文化十三年(一八一六) 軸装二点(図2・3)



〔図3〕「風呂辻町分間絵図」(文化十三年)のうち申区画、上が北

新たな所有者を書いた付箋を旧所有者名の上に貼ることで、所有権の変更を記録しています。区画が変更された場合はその間口や奥行間数も書き込まれています。

風呂辻町の街区を子から亥までと甲から己までの合計一八区画にわけ、各区画の絵図に屋敷地ごとの間口・奥行・所有者名を記す沽券図で、作者名が「芸州広島武田和乎」と、花押とともに記されています。風呂辻町は六尺五寸(一間)竿で検地されており、この絵図は各区画の図幅が縮尺百分の一、一覽総図が五百分の一で描かれています。

風呂辻町は、近世初頭の城下町建設により新たに造成された町の整形された短冊状とは異なり、中世以来の不整形な屋敷地割りを残しています。そこに基盤目状の街路を通し、四面に表間口を持つ街区となつている様子を、この絵図から読み取ることができます。昭和戦前期の市史である『尼崎志』編さん時に筆写された「金蓮寺旧蔵文書写」には、戸田氏時代に行なわれた町場の改造状況が記録された文書が含まれているので、これと合わせ見ることができ、中世尼崎町の様子を復元する手掛かりを得ることができます。

○「御図帳」文政一〇年(一八二七) 横帳一点

「風呂辻町分間絵図」に対応する沽券帳として作成されました。間口・奥行の間尺は改訂したが、地子・間口役・諸掛米等は旧記のとおり相違がないと記しています。

中在家町 梶広子氏文書に、天保期以降の状況を記す沽券帳と、慶応期の沽券図が残っています。

○「中在家町分間絵図」(慶応二年(一八六六) 書冊二点) 中在家町の区画を書冊の各丁に分割して記した冊子状の沽券図です。町の北端の本町筋南側を、東角屋敷から始まり東西の通りに沿って西端まで、次いで中筋の北側の家並み東端に移って以降は順番に新川端北側まで、町の全筆を収録しています。屋敷地六〇〇区画について、一筆ごとの間口・奥行・所有者名、組番と組頭名、地子米・役米の負担高などを記録しており、「中在家町間口帳」に記される慶応期の内容を図化したものといえます。この町絵図の内容を翻刻して地図上にプロットし、さらにデジタル化したのが次項コラムで紹介する「中在家町町並み復元絵図」です。

○「築地町絵図(区分沽券図)」

寛政六年(一七九四)・七年一六六

「区分見取り図」(図4)に記したとおり、築地町を一七区画にわけた絵図です。六五分の一の縮尺で描かれた実測図で、「吉番」を除く一六点が残っています。屋敷地ごとに間口・奥行・坪数・所有者名を記し、所有者の交代が何枚もの貼り紙を重ねて表示されています。区分図の端にそれぞれの表間口総計、両横町及び後述する御救地の間口総間数、表役・坪数や納付銀高の合計等が記載され、背割り下水の幅半分を埋め立て通り道にした場所では、道に面した屋敷地所有者への分担保も記します。一六点のうち「三番」図を次頁に掲載しました(図5)。

○「築地町絵図」年未詳 五点

これも沽券図に類する絵図からなっています。年未詳ながら、一点を除いてある程度年代推定が可能です。一番・二番絵図は寛政六年図にはない築地町開発家岸田屋などが所有する大区画の屋敷地が記され、また享保九年(一七二四)・一〇年設置の御救地区画の記載がないので、享保八年以前、一八世紀初頭までに作成された絵図と見られます。三番絵図は、所有者名を屋号ではなく苗字で記し、地番を記しているのので地租改正時、明治一〇年(一八七七)前後頃作成と考えられます。五番絵図は、近世絵図と同じく間口・奥行・坪数に所有者名を記しますが、屋号ではなく苗字を表記しているのので、明治初年作成とみられます。なお、二番絵図の画像を本書第一部に掲載しています。

○「水帳拾冊惣勘定目録帳」

寛保二年(一七四二) 書冊一点

○「水帳并絵図間口勘定書類目録」

寛政七年(一七九五) 書冊一点

いずれも『尼崎市史』第五巻に翻刻されています。後者は、寛政七年改訂の水帳一七冊とともに一番から一七番までと定めた沽券図一七枚を作成したと記しており、記載内容から寛政六年図の失われた一枚が一番・小島町と確認できます。

○「民図簿(水帳)」

弘化五年(一八四八) 書冊一七点

寛政七年の書類目録が記す一七冊と同じ冊数です。年数を経て、さらに改訂したものと考えられます。

○「築地町絵図(御救地絵図)」

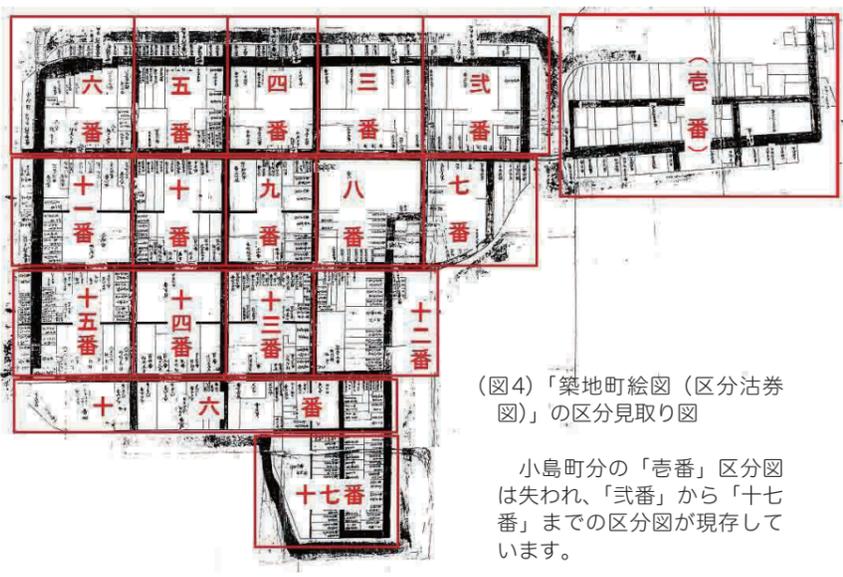
享保二〇年(一七三五) 一点(本項タイトル画像)

御救地というのは、築地町の漁師と魚売りの困窮者を救済する基金に、その土地に家を建てた者から集めた地代銀等を充てることを、尼崎藩が許可した土地です。享保九年と一〇年に、町の浜側にあった空き地五か所が指定され、基金の運営は町役人に任されました。絵図は御救地を色分けして示すとともに、道筋をはさんで御救地と向かい合う家々の町並みを描いており、実測図ではなく見取図です。町屋に加えて小島町往還沿いの「渡海番所」や、大黒橋詰の「高札場」といった、他の文字史料には記録されない町の施設の情報が見られます。

○「築地町絵図(古地間数改め絵図)」

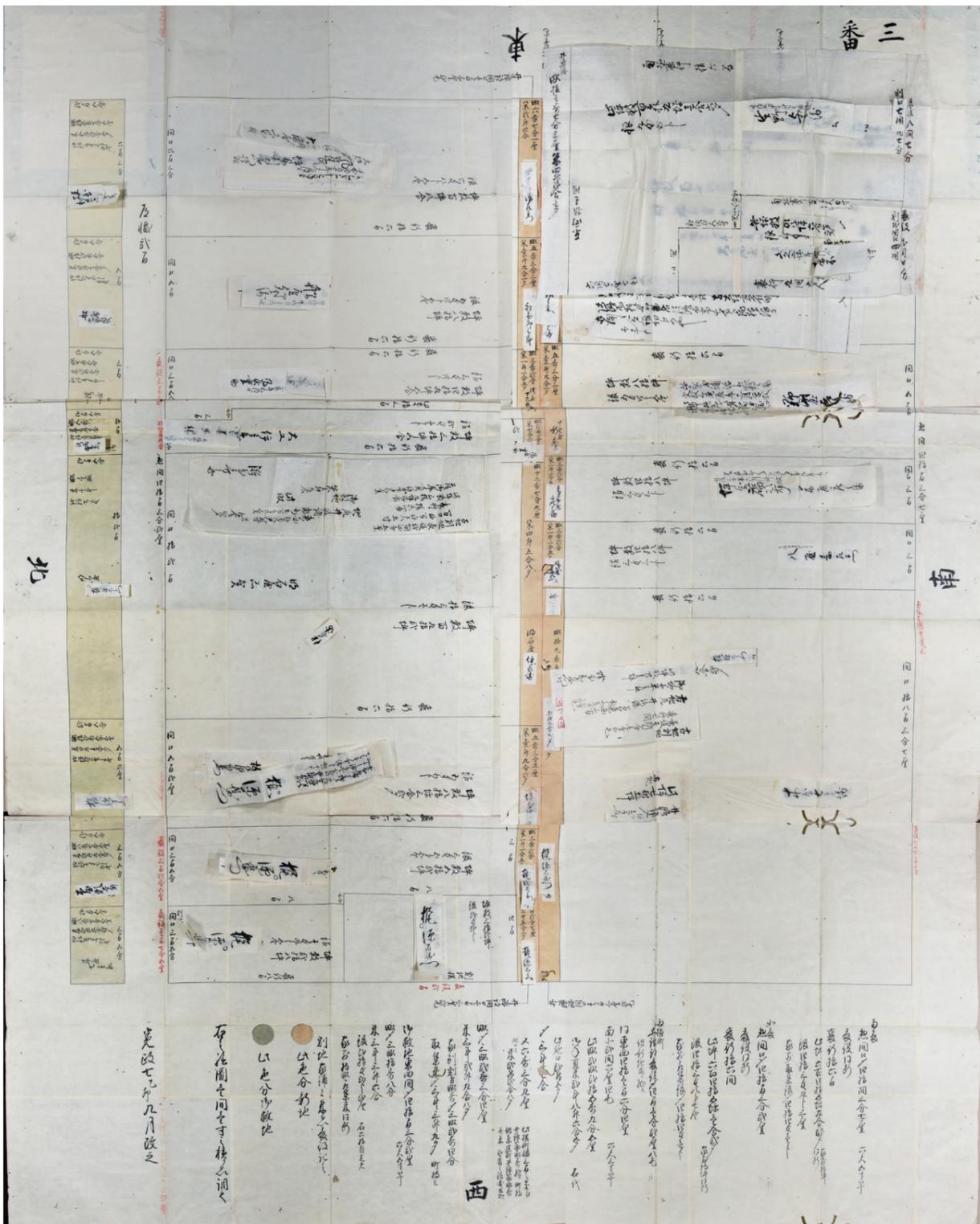
明和五年(一七六八) 一点

古地(開発当初の土地)の東西・南北等の間数を記した帳面を紛失したため、尼崎藩が六尺五寸(一間)竿で計測し、先の城主青山家から到来した絵図と照合した結果を記入した絵図です。



〔図4〕「築地町絵図(区分沽券図)」の区分見取り図

小島町分の「吉番」区分図は失われ、「武番」から「十七番」までの区分図が現存しています。



（図5）「築地町絵図（区分沽券図）」（寛政6年・7年）のうち「三番」図

別所村 市教育委員会所蔵絵図一点が残っています。

○「別所村絵図」年末詳 一点
絵図は表紙をつけて折り本形式で保存されており、表紙には「摂州尼崎川辺郡 別所村図 東京街 木村□□」と記載されています。『尼崎市史』第五巻に「別所村町並み」（所有者名別表）として、同じ絵図の別本にもとづく解説図が収録されています。屋敷地ごとの所有者名と石高が記されていますが、空白の区画もあります。別所村の屋敷地は宮町・中在家町の町並みの続きにあります。行政上は城下

町ではなく村の扱いでした。このため屋敷地も、他の町絵図のように間口・奥行表示ではなく、石高で表示されています。別所村については、土地・賃租あるいは村政に関する内容を記した絵図と比較対照できる村の文書がなく、この村絵図についての研究は進んでいません。
町絵図の保存・活用 以上、現存している尼崎城下の町場の町絵図を取りあげ、紹介してきました。地域研究史料館及び市教育委員会以外の機関が、尼崎城下の町絵図を保存している事例は、現在のところ確認で

きていません。
保存・活用にあたっては、前項の村絵図と同様に、破損や劣化を防ぐ慎重な扱いに留意し、再現性の高い複製を用意して利用に供していくことが必要です。本稿に紹介した情報を参考に、関連する文字記録の文書をはじめとするさまざまな史料とつぎ合わせることで、多様な城下町研究が進展していくことが期待されます。

〔執筆者〕 地域研究史料館（担当） 中村光夫

なかざいけ
中在家町の空間復元
— ボランティア・大学・
史料館の協働 —

絵図解説と家並み復元 「中在家町絵図」（地域研究史料館所蔵 梶広子氏文書）は、慶応二年（一八六六）の中在家町の土地所有を一筆ごと^①に知る事ができる貴重な記録です。とりわけ所有者名が記載されていることから、先祖調べなどに大いに有効です。

ただ、この史料は、区画を書冊二冊の各丁に分割して記しているため、絵図に描かれた町全体を見渡して調べることが容易ではなく、調査・研究に活かすことがわめて困難でした。

そこで、分割して描かれている区画図を文字情報と翻刻してつなぎ、一枚の「中在家町町並み復元絵図」を作るといったアイデアが生まれました。これを思いついたのは、史料館の自主グループ「尼崎の近世古文書

を楽しむ会」の会員であり、中在家町について熱心に調べる島原典子氏です。同じく会員である公手博氏が作業を引き受け、平成一二年九月から翌一三年四月まで約八か月間、毎日のように史料館に通っては町絵図原本を閲覧し、区画ごとに書き起こしました。
絵図では路地や水路などが省略されているため、区画単位で復元すると個々の屋敷の間口合計と区画の間口間数が合わず、島原氏と公手氏は現地調査して確認するなど、苦労されたようです。ボランティアおぶたりの献身的な作業を経て、区画図を貼り合わせた一枚の手書き復元図が完成しました。

神戸大学によるデジタル化 完成した復元図は、さっそく平成一三年五月の『尼崎市史』を読む会第七六回例会で披露するなど、機会を見つけて公開しました。すると、尼崎城下の歴史に関心を持つ多くの市民の方々の注目を集め、とりわけ中在家町在住ないし出身の方々が、ご自身のご先祖を探して食い入るようにご覧になる姿が印象的でした。

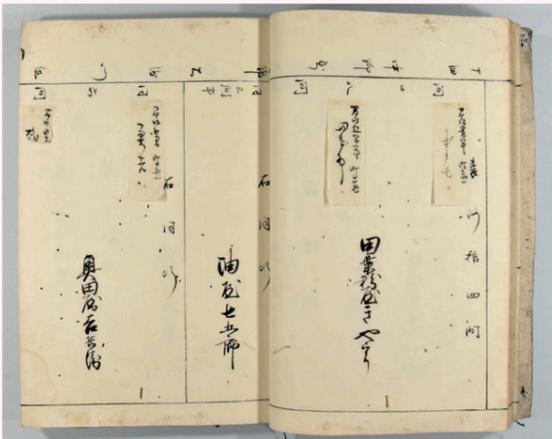
こういった反響をふまえて、次にはさらに活用しや

中在家町絵図復元グループ「中在家町町並み絵図の復元」（『地域史研究』第三二巻第一号、二〇〇一・一二）
中村光夫「尼崎城下中在家町町並み復元絵図のデジタルデータ化」（『歴史文化に基礎をおいた地域社会形成のための自治体等との連携事業』一〜三、神戸大学文学部、二〇〇三〜二〇〇五）

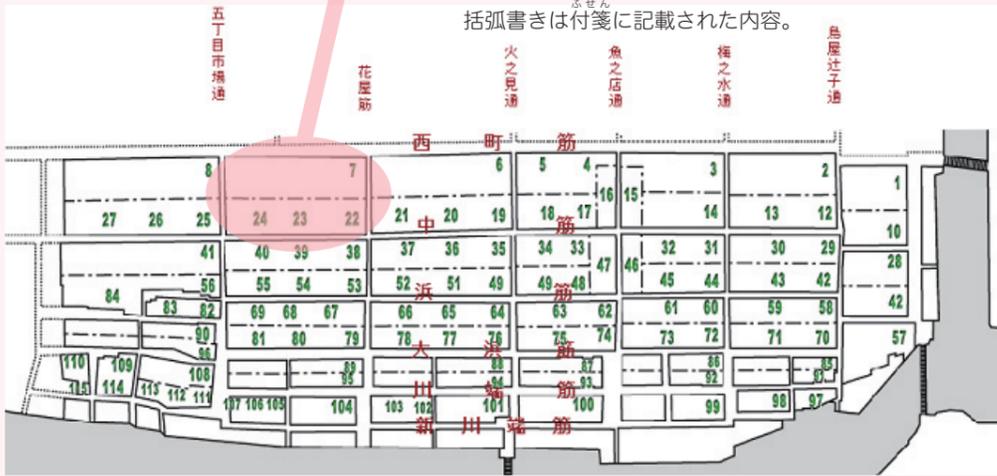
〔執筆者〕 地域研究史料館（担当） 中村光夫



「中在家町町絵図」慶応2年 上下2冊 いずれも天地32.3cm、左右23.8cm、厚さ2.4cm

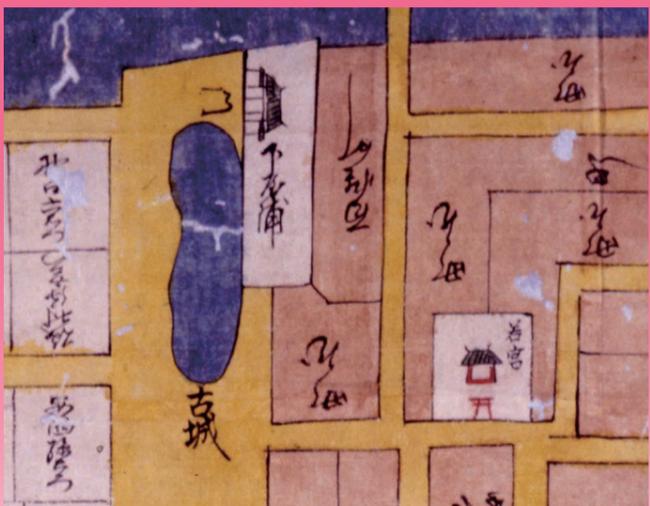


「中在家町並み復元絵図」デジタルデータ
 全体図（下）の区画番号をクリックすると、区画の復元図（上）が表示される。
 短冊形の屋敷地が背中合わせで2列に並び、東西道路の両側に面して表口をもつ町並みが形成されていることがわかる。
 括弧書きは付箋に記載された内容。



第二節〈史料編〉8

城下絵図



「寛永十二年亥八月一日摂州尼ヶ崎城詳図」（大垣市立図書館所蔵 図2・表3図）のうち「古城」と記された部分。戦国時代の尼崎城が近世尼崎城地の北東大物町の西側にあったことがわかる。「若宮」が現在の大物主神社。

城下絵図とは 城郭を中心に、武家地・町人地・寺社地など城下町の都市域を描いた近世絵図を、一般に城下絵図といいます。江戸や大坂・金沢などの大城下町では版本の絵図も刊行されていますが、尼崎城下の絵図で現存するものはすべて手描き絵図です。城下絵図には、城郭内部を描かず空白にするものと、城の構造や施設まで描くものがあり、前者を城下町絵図、後者を城郭絵図と区別している場合もあります。

ここでは城郭を含む城下全域を描いた図を「城下絵図」とし、次頁に現在確認されている尼崎城下絵図の一覧表を掲載しました。これとは別に、城郭部分のみを描いた図については、本章第三節〈実践編〉2の「尼崎城絵図の研究」でふれることにします。また、町人地の屋敷割図である「沽券図」については、本節7「町絵図」を参照してください。

城下絵図の種類 城下絵図は、作成目的によって、幕府への提出用図（幕用図）と藩庁内での利用図（藩用図）に区分されます。尼崎城下の場合「正保城絵図」が残っており、幕用図と確定できる城下絵図はありませんが、城郭絵図には大波や地震による櫓や石垣の破損修復を願った幕用図があります。

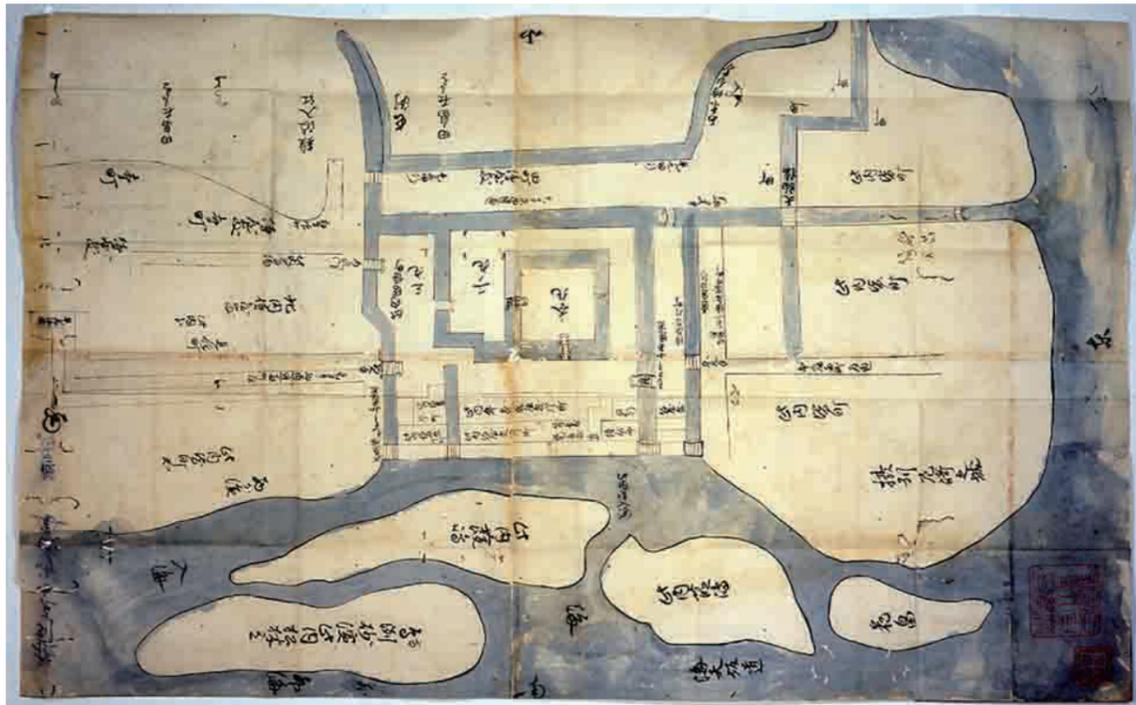
一方、藩用図は、作成目的によってさらに①城下町建設や築城に際した計画図、②作戦用図、③屋敷割図、④都市改造計画用図、⑤町政用図、という五種類に細分されます。尼崎城下の場合、現存する多くは都市管理のための絵図で、③屋敷割図と⑤町政用図の要素を有するものです。とくに③屋敷割図は、戸田氏時代の寛永十二年図（一六二五、図2・表3図）をはじめ、青山氏時代のものが幸利の代（図4・表6図）、幸督の代（表11図）、幸秀の代（図6・表12図）の三種類、松平氏

時代が三種類（表13図・14図・19図）と各藩主家ごとの絵図が残っています。ただし、これらの絵図に屋敷拝領者として姓名が記されるのは上中級家臣、士分の武家屋敷だけで、足軽や水主など軽輩の者が住む長屋には姓名記載がありません。

以下、時代を追って、現存する尼崎城下絵図の概略を紹介していきます。

近世初頭の絵図 都市としての尼崎町全体を描いた絵図は、元和四年（一六一八）に戸田氏鉄が開始する近世尼崎城築城にともない、城下町が整備された後のものに限られます。中世に時代をさかのぼると、文明五年（一四七三）の「大内政弘感状写」（萩藩閣録『尼崎市史』第四巻）に大物城が現れ、これ以降は大永六年（一五二八）の細川高国による尼崎城築城、天正年間（一五七〇年代後半）の荒木村重嫡男・村次の尼崎城在城、豊臣氏支配下の尼崎郡代として尼崎城に拠る建部氏が戸田氏の入部まで在城と、戦国時代後半から近世初頭の記録に旧尼崎城が登場します。しかしながら、この時代の尼崎城に関連する絵図は現存していません。近世尼崎城の北東、大物の西にあったと考えられる中世尼崎城が、城下を形成していたのか否かといったことも判明していません。

現在確認できる最古の尼崎城下絵図は、寛永年間（一六二四～四四）初期の頃に作成されたとみられる「摂州尼ヶ崎城之図」（図1、表1図）です。これを含めて表5図までは、築地町が描かれていません。築地町は青山氏入部後の承応元年（一六五二）に造成が計画され、寛文四年（一六六四）に完成しています。つまり表5図までが築地町建設以前、戸田氏時代ないし青山氏時代初期の絵図ということになります。



(図1、表1図)「摂州尼ヶ崎城之図」寛永初年頃 東京大学総合図書館所蔵

現在確認されている最古の尼崎城下絵図です。元和3年(1617)に尼崎に入部した戸田氏鉄は、翌元和4年に新尼崎城築城と城下町建設に着手します。寛永元年が1624年なので、この絵図はその前後、城と城下町が一応の完成をみて間もない時期の姿を描

いていると考えられます。後に築地町が建設される城の南の海上には葭島よしが描かれ、下屋敷が設けられる松島には「花島」、庄下川西方にはかつて名所とうたわれた「難波入江」という名称が記されています。



(図2、表3図)「寛永十二年亥八月二日摂州尼ヶ崎城詳図」大垣市立図書館所蔵

寛永12年(1635)7月28日、尼崎藩主・戸田氏鉄は、美濃国大垣に10万石の領地を与えられ、転封を命じられました。

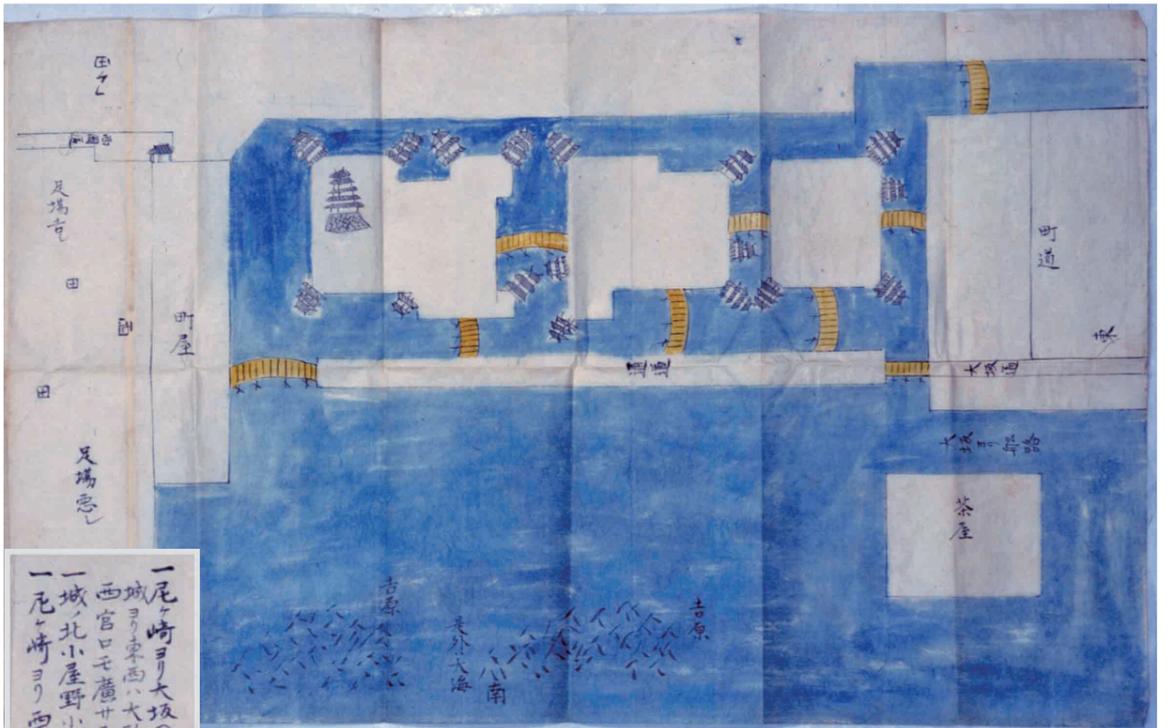
尼崎藩の石高は5万石でしたので、領地が倍増する栄転でした。尼崎城と城下町を建設し、藩政の基礎を

固めるとともに、徳川大坂城築城の奉行も務めた功績が認められてのことだったのでしょう。

この城下絵図には、転封が決まった直後の8月2日という日付けが記されています。大垣に移る直前の拝領屋敷の状態を記録した、貴重な屋敷割図です。

(表) 尼崎城下絵図一覧

番号	史料名	彩色・墨引	史料サイズ(cm)	収蔵機関・文書群名	備考
1	摂州尼ヶ崎城之図	彩色	東西93 南北57	東京大学総合図書館	3の寛永12年図では下屋敷が描かれる場所に「花島」とあることから寛永年間(1624~44)初期作成と推定
2	摂津尼崎城図	彩色	東西72 南北72	東京大学史料編纂所 内務省引継地図	
3	寛永十二年亥八月二日 摂州尼ヶ崎城詳図	彩色	東西152 南北80	大垣市立図書館	寛永12年(1635)作成、戸田氏の大垣転封直前の状態を記す、『尼崎市史』第13巻口絵掲載(部分)
4	寛永十二年尼崎城詳図 (摂州河辺郡尼ヶ崎城詳図)	彩色	東西153.7 南北77.3	尼崎市教育委員会	寛永12年(1635)作成 3図の控えまたは写しと考えられる
5	摂州尼崎図	彩色	東西60 南北28	岡山大学附属図書館 池田家文庫	
6	寛文七年頃尼崎城下絵図	不明	不明	大阪市 個人所蔵	寛文7年(1667)頃作成と推定、静嘉堂文庫がほぼ同じ構図で屋敷割と寺名記載がない絵図を所蔵している
7	寛文十年頃尼崎城下絵図	彩色	東西195 南北126	尼崎市立地域研究史料館寄託 加地泰雄氏文書	寛文10年(1670)頃作成と推定
8	尼崎城下絵図	彩色	東西197 南北165	尼崎市教育委員会	「尼崎城及び城下関係指定資料目録」7、7図と同じ実測図だが、彩色の色合いが異なる
9	元禄頃尼崎城下絵図	彩色	東西210 南北109	西本町・貴布禰神社	7図に葭島の形状変化など追記した実測図 『日本城下町絵図集』近畿篇(昭和礼文社、昭和57年)収録
10	諸国当城之図 摂津尼崎	彩色	東西40.2 南北27.7	広島市立図書館 浅野文庫	簡略化された見取図、海の砂州形状が9図と一致
11	青山幸督様時代尼崎藩家中屋敷図	墨引	東西(長) 南北	尼崎市立地域研究史料館 橋本治左衛門氏文書(3)	貞享元年(1684)~宝永7年(1710)の青山幸督藩主時代、城内・城周辺
12	青山大膳(幸秀)時代 家中屋敷絵図	彩色	東西80.8 南北39.2	尼信会館寄託 櫻井神社	宝永7年(1710)~同8年の青山幸秀藩主時代
13	尼崎城下武家屋敷一覧之図	彩色	東西198 南北83	尼崎市教育委員会	『尼崎市史』第5巻折込図「松平氏時代の城下武家屋敷」原図
14	松平氏時代尼崎城下絵図	彩色	東西132 南北48	尼崎市立地域研究史料館寄託 竹内美恵子氏	『図説尼崎の歴史』には「青木兼夫氏蔵」と前所蔵者名を記載
15	尼崎城下絵図残欠	彩色	東西76.5 南北46.5	尼崎市立地域研究史料館 内田繁氏文書	大物町・田町屋敷・庄下川以西欠
16	尼崎城下絵図残欠	彩色	東西50 南北37	尼崎市立地域研究史料館 内田繁氏文書	庄下川以西のみ
17	寛延頃尼崎城下絵図	彩色	東西181 南北119	西本町・貴布禰神社	寛延年間(1748~51)作成と推定、『日本城下町絵図集』近畿篇(昭和礼文社、昭和57年)収録、本書第1部掲載
18	尼崎城下家中屋敷町家 其他色わけ絵図	彩色	東西217 南北99	尼崎市教育委員会	
19	松平氏時代尼崎藩家中 屋敷図	墨引	東西(長) 南北	尼崎市立地域研究史料館 橋本治左衛門氏文書(3)	城内・城周辺、東屋敷 武家屋敷の配置を模式図風に記録
20	尼崎城下風景図	彩色	東西243 南北72	尼崎市教育委員会	鳥瞰図、『図説尼崎の歴史』上巻巻頭グラビア掲載、本章第三節「実践編」2の「尼崎城下風景図を読む」参照
21	摂津尼崎図	彩色	東西135 南北90	東京大学史料編纂所 内務省引継地図	明治維新时期



(図3、表5図)「摂州尼崎図」岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵

近世の絵図には、測量にもとづかず概略を描いた「見取図」と、実測を行ない縮尺を「一分一間」(1/600)などと明示する「分間図」があります。この図は近世初期の尼崎城と周辺を描いた、もっとも概略的な「見取図」の例といえます。

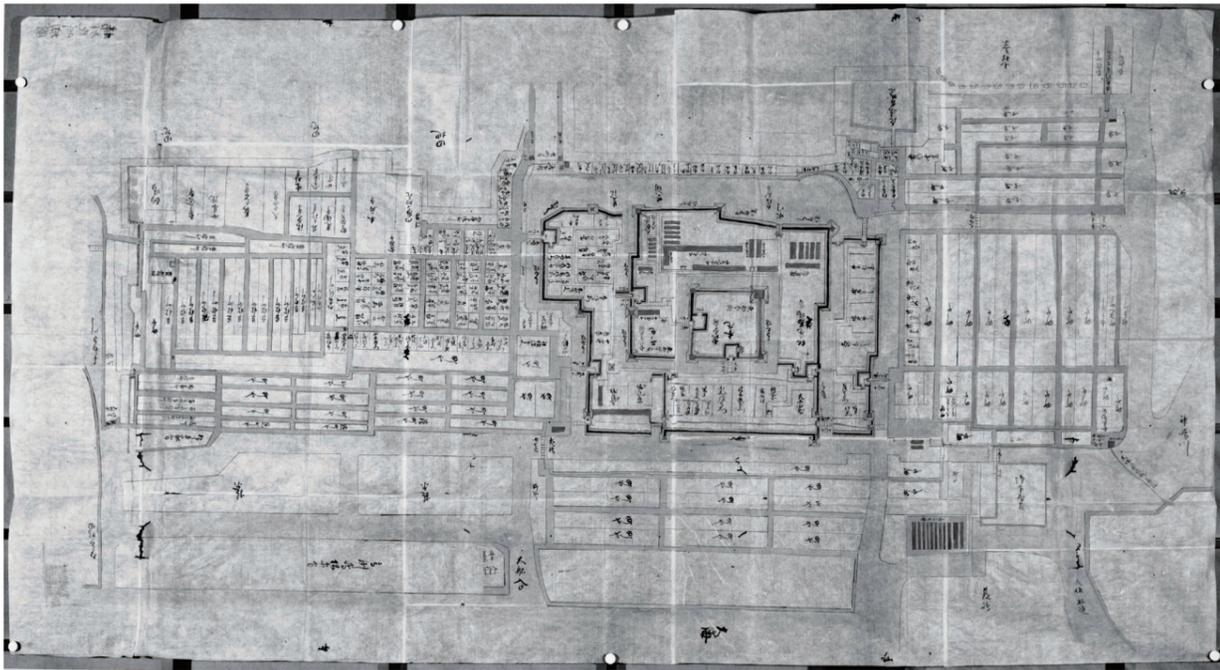
城郭や城下は抽象化した図形として描かれる一方で、街道が城内を通過する通路や、そこから見える堀や櫓の数、橋の位置などは詳細に描かれます。「城の東西は田・堀切・小堀が数多く、騎乗して気やすく通ることがむずかしい場所ばかりである」などと、地形や道の広狭、攻め易い方角など戦を想定したかのような注記が記されています。

こういった記載内容に加えて、池田家文庫にこの絵図が伝わったという事実から、岡山藩池田家が参勤交代時に尼崎城下を通過する際の心算として、作成したものと考えられます。築地町が造成され街道が城外に迂回する以前の、城郭内を街道が通っていた時代ですから、通過する他藩が感じる緊張感、かなりのものであったと推察されます。

藩用図の5分類のうち、②作戦用図に近い性格の絵図とみることができます。

(この部分は、図の左脇に道程を文字で記した部分を拡大して表示しました)

一尾ヶ崎ヨリ大坂へ兵道七三里 船路七三里 安道六神崎中津川坊所有
城ヨリ東西大形田堀切小堀を数多し馬車心安乗申車難成所計也
西官口モ廣サニ間計也土井一筋九石八箇深田也
一城ノ北小屋野小堀方セテ多場吉小坂二里
一尾ヶ崎ヨリ西宮迄二里



(図4、表6図)「寛文七年頃尼崎城下絵図」大阪市 個人所蔵

『尼崎市史』編集ときに、市史編修室が調査した個人蔵の屋敷割図です。現在はモノクロ複製の写真版のみが残っており、所蔵者や絵図のサイズなどの情報を確かめることができません。

この絵図の作成年代は、絵図に描かれた内容から推測することができます。まず、寛文4年(1664)に完成した築地町が、すでに町場の区画として造成後の姿が描かれています。よって、それ以降に作成された絵図であると推定することができます。

一方、城下の西端を見ると、後の竹谷御門の位置に加えて寺町の西側、西屋敷の北西にも町の外に出る門と道筋があります。

戸田氏時代の寛永12年図(図2)に描かれているとおり、尼崎城下建設当初、城下の西に通じる街道筋

は、西屋敷の北西から曲線を描いて西に向かっていました。それが竹谷御門の筋に変更になるのは、寛文9年に城下町の西側、竹谷新田地内に出屋敷が建設されて以降のことになります。竹谷御門を通過して城下町の外に出た街道筋は、北に向かって鉤の手状の出屋敷の町場を通り抜け、西に向かう道筋をとるようになります。新たに設けられた出屋敷は城下宮町の飛び地という扱いになり、宮町新家とも呼ばれました。

この絵図に、南北2か所の門と道筋が描かれているのは、出屋敷が建設され街道筋が付け替えられる過渡期の様子を記録したものと考えられます。

以上のことから、この絵図の作成年代は、築地町が完成する寛文4年と出屋敷が完成する寛文9年の間、寛文7年前後と推定されます。

説尼崎の歴史』上巻巻頭グラビアに図版を掲載しているのに加えて、本章第三節〈実践編〉2の「尼崎城下風景図を読む」が、描かれた内容や読み取ることができる情報についてくわしく解説しています。江戸時代の尼崎城下の細部をヴィジュアルに記録したものと、現在確認されている唯一の絵図ということになります。

おわりに 以上、時代を追って、確認されている尼崎城下絵図について解説してきました。一覧表からもわかるとおり、城下絵図の所蔵機関は、尼崎市外の機関や個人を含めて多種多様であり、各絵図の公開状況や利用条件も異なります。地域研究史料館は、ほぼすべての絵図の複製画像を所蔵していますが、それらの外部提供や一般利用については、絵図原本所蔵機関の許諾が必要なものもあります。

これら城下絵図を活用しての調査・研究を希望される方は、利用方法等について地域研究史料館にお問い合わせいただければと思います。

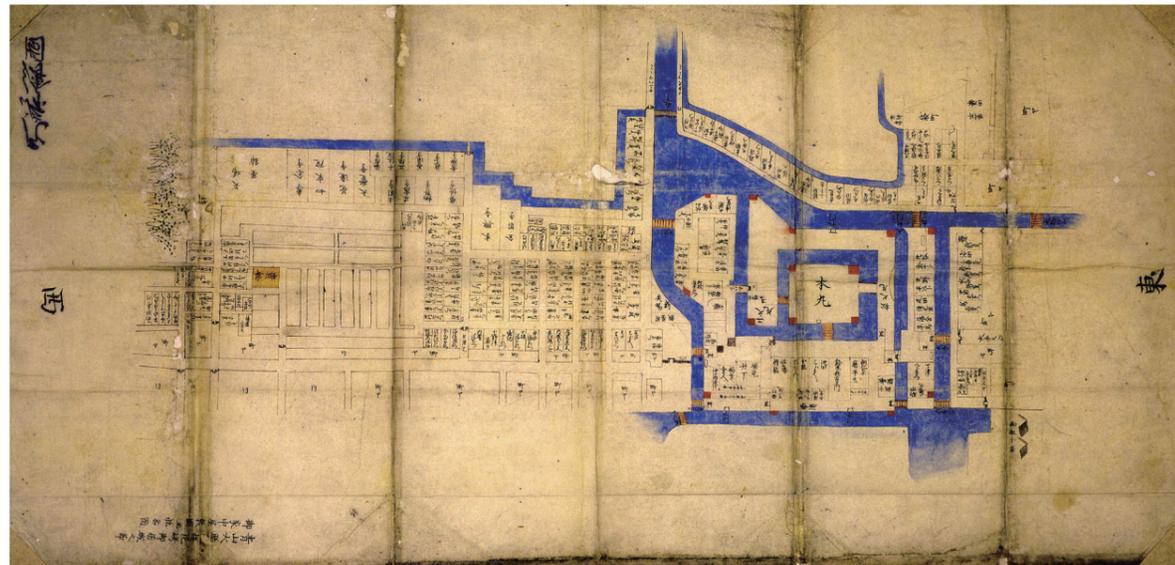
(注)

(一) 正保年間(一六四四〜四八)に、各藩が幕府の命により国絵図とともに献上した城下絵図。幕府の紅葉山文庫に収蔵され、現在は六三鋪が国立公文書館内閣文庫に引き継がれている。

(参考文献)

杉本史子ほか編『絵図学入門』東京大学出版会、二〇一一

(執筆者) 地域研究史料館(担当) 中村光夫



(図6、表12図)「青山大膳(幸秀)時代家中屋敷絵図」

宝永7~8年(1710~11) 櫻井神社所蔵、尼信会館寄託

青山氏時代末期の屋敷割図です。

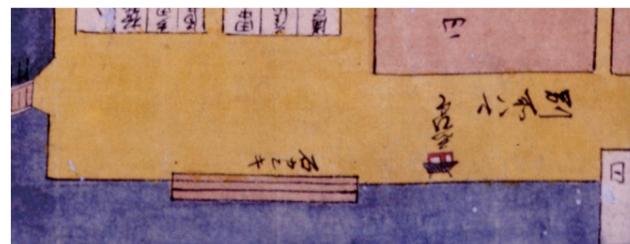
屋敷割図は作成年代が記されていないものも多く、記される屋敷拝領者名は代々襲名が多いため、必ずしも年代特定の決め手にはなりません。

この絵図は、「青山大膳亮様尼崎居城之節御家中屋敷図並性名附」という注書きが記されています。尼崎藩主を務めた青山家代々のうち、大膳亮を名乗ったのは青山尼崎藩第2代の幸利と第4代の幸秀のふたりなので、いずれかの時代ということになります。

次に、この絵図に記された屋敷拝領者名を見ていくと、「中泉元節」という藩士の名前を見つけることが

できました。地域研究史料館が構築・公開する尼崎藩家臣団データベース「分限」を検索すると、元節は宝永5年に辻姓から中泉姓に改姓しています。このことから、絵図は宝永5年以降のものと考えられ、ふたりの藩主の年代とつぎ合わせることで、幸秀時代のものと特定することができました。

しかも幸秀は、宝永7年10月16日に家督を継ぎ、明けて宝永8年2月11日には早くも信濃国飯山に転封しています。よってこの絵図の作成年代は、幸秀が尼崎藩主であった宝永7年末から8年初頭のわずか4か月の期間まで絞り込むことができます。

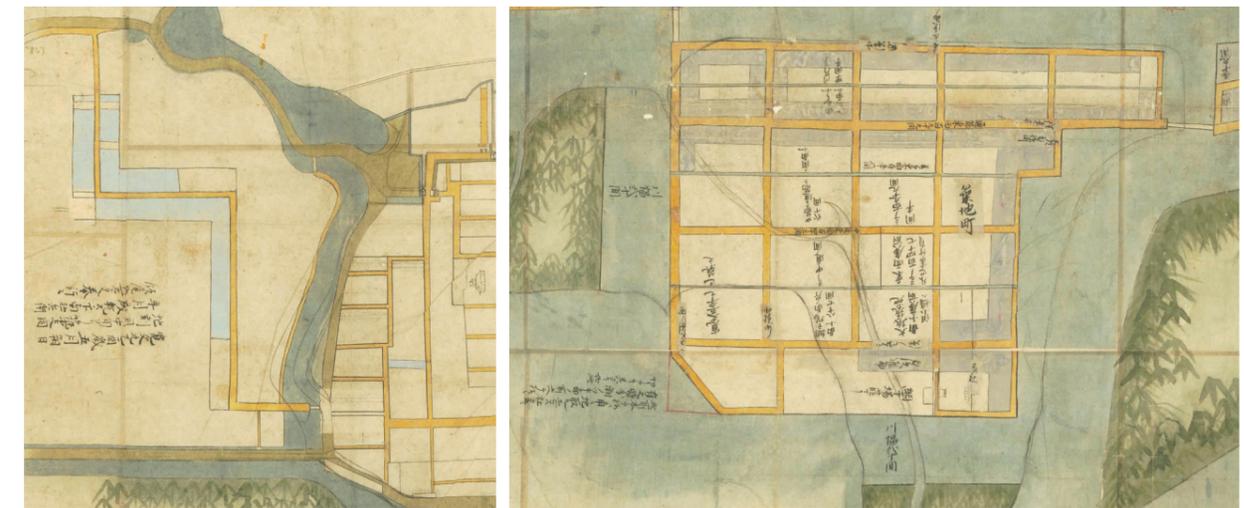
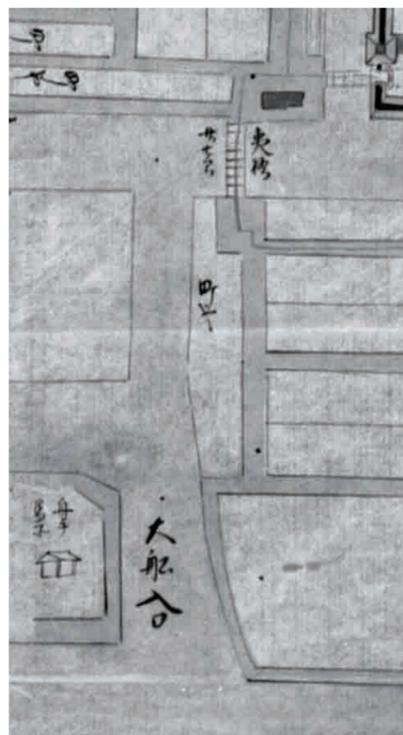


城下絵図に描かれた城下の施設

城下絵図には、道路、堀、河川、橋、寺社、高札場、火の見櫓といった、さまざまな城下の施設が描かれました。東西の街道出入り口にあたる北口御門(大物町)と竹谷御門(別所村)、町々の境に設けられた木戸や柵など多くの絵図に登場しています。

上の図(図2、表3図の部分)には別所浜の船荷揚げ降ろし場である石岸木(雁木)、右の図(図4、表6図の部分)の下方には港口「大船入口」と船手番所が描かれています。いずれも港町として不可欠な施設であり、図2には辰巳の船渡し場や風呂辻町長遠寺浜及び大物浜から大坂への渡海船乗り場なども見ることができます。

また、火の見櫓と町屋のなかに所在する寺社は、松平氏時代のほぼすべての絵図に描かれています。



出屋敷の築造を描いた部分

築地町の築造を描いた部分

(図5、表7図)「寛文十年頃尼崎城下絵図」 尼崎市立地域研究史料館寄託、加地泰雄氏文書

この絵図は、「二間一分」の縮尺で描かれた実測図です。尺貫法で「分」は約3.0303mmにあたり、1間=6尺=60寸=600分になります。よって「二間一分」は、1,200分を1分として描く縮尺1/1,200を意味します。

絵図の裏面には、「尼崎番町之所持」と記されています。尼崎城下八町の町人町が当番として、持ち回りで保管していたものとみられます。藩用図の5分類のうち、③屋敷割図にみられる武家屋敷の拝領者名は記されておらず、城下全体の实測図として民政用に利用

された⑤町政用図の性格を持つ絵図です。

その一方で、この絵図には築地町と出屋敷の建設の様子が記録されており、厳密な意味での①計画図とは言えないものの、これに類する絵図としての性格も持っています。

表8図・9図・10図のように、この絵図あるいはもともとなった絵図から派生したとみられる絵図が複数枚残っています。汎用性を持つ城下絵図として作成され、時代とともに改訂しつつ書き写され、多様な主体がそれぞれの用途に使用した絵図であるとも考えられます。

第二節〈史料編〉 9

近世史研究の基本文献

(表) 尼崎郡代・代官・藩主家の主要家譜・系図類

建部氏	「建部家系図」(個人蔵) 「建部政長事蹟覚え」(『譜牒餘録』)
池田氏	「下間(池田)家系譜」(個人蔵)
戸田氏	「戸田家譜」(東京大学史料編纂所蔵) 「戸田氏光・一西・氏鉄事蹟覚え」(『譜牒餘録』)
青山氏	「青山氏世系図(青山家系図)」(郡上市所蔵) 「青山氏御法号系」(個人像)「掌中秘鑑」(慈恵寺所蔵) 以上は『郡上八幡町史』史料編一・三に翻刻) 「青山家系抜き写し」「青山家御先祖様其外様御忌日書上げ」 (地域研究史料館寄託・加藤省吾氏文書)
桜井松平氏	「桜井松平家譜」(東京大学史料編纂所蔵) 「桜井家代々御法号」(地域研究史料館所蔵・内田繁氏文書(1))

青字は『尼崎市史』第5巻近世史料編上巻に翻刻(一部史料については抄録)

近世史を調べようとする場合、本節で紹介してきた古文書や絵図といった原史料と、さまざまな刊行物を組み合わせて利用していくことが重要です。ここでは多種多様な刊行物のうち、尼崎市域の村や尼崎藩などについて調べる際によく利用される基本的な文献を紹介します。なお本節の他の項目にも各分野の参考文献を紹介しているので、これらもあわせてご参照ください。

御触書集成

- 『御触書寛保集成』『御触書宝暦集成』『御触書天明集成』『御触書天保集成』高柳真三・石井良助編 岩波書店、一九三四〜一九四一
- 『幕末御触書集成』六巻・別巻二、石井良助・服藤弘司編、岩波書店、一九九二〜一九九七

触は、支配者が法令や規則を広く民衆に公布したものです。現尼崎市域において出された触は、尼崎藩など市域に領地を持つ諸領主が出したものと、大坂町奉行などを通して出された幕府の触がありました。これらは、幕府法令や領主の支配について具体的に知るための、基本的な史料となります。村役人が実務上の必要から触を記録しており、それが村の文書に触留帳・御用留といった名称で残っている場合には、これらの文書により触を確認することができます。

ただし、こういった村の文書に残る触は、必ずしも出されたものすべてが記録されているわけではありません。出された触を網羅的・系統的に調べるには、幕府の法令集である「御触書集成」を調べるのが有効です。徳川吉宗が寛保二年(一七四二)に幕府評定所に編さんさせた法令集に続いて、宝暦・天明・天保期に法令集が編さんされました。さらに幕末期についても近年『幕末御触書集成』が刊行されました。

刻に加えて国立歴史民俗博物館がデータベース化し、ウェブ上に公開しています。同館は歴史関係の各種データベースを構築・公開しており、尼崎地域の歴史調査の際にも有効に利用することができます。たとえば「地域蘭学者門人帳人名データベース」を検索すると、尼崎出身の蘭学者門人の情報を得ることができます。

地誌類

- 『摂陽群談』全一七巻、岡田俊志編、元禄一四年(一七〇二)、歴史図書社翻刻刊行(上・下巻)、一九六九
- 『摂津志』『日本輿地通志畿内部分』(五畿内志)のうち巻四九〜六一(摂津国)、並河永(誠所)編 享保二〇年(一七三五)、雄山閣翻刻刊行大日本地誌大系34・35『五畿内志・泉州志』全二巻に収録、一九七一
- 『摂津名所図会』全九巻二冊、秋里籬島編、寛政八(一七九六)〜一〇年、古典籍刊行会復刻刊行(全二巻)、一九七五

近世の地域の様子を知るには、国・郡ごとの名所・旧跡等を載せた地誌類を見るとよいでしょう。『摂陽群談』と『摂津志』は各郡の山・川・海・村里、寺社旧跡などを紹介したものです。『摂津名所図会』は挿絵入りの名所案内です。後者には現市域の猪名寺、久々知妙見、神崎の渡し、大物若宮、尼崎城下、本興寺貴布禰社、西新田の渡しなどが描かれています。

古典籍の書誌目録

- 『国書総目録』全八巻・著者別索引一、岩波書店、一九六三〜一九七六、補訂版を一九八九〜一九九一と二〇〇一〜二〇〇三に刊行
- 『古典籍総合目録』全三巻、国文学研究資料館編

また、大坂町奉行所を通じて支配地の畿内村々に出された触や口達は、次の文献に収められています。

- 『大阪市史』第三巻・第四巻上下、大阪市、一九一〜一九一三
- 『大阪編年史』全二七巻、大阪市史編集室編、大阪市立中央図書館、一九六七〜七九
- 『家譜・系図・家臣団史料』

- 『寛永諸家系図伝』全一五巻・索引二、続群書類従完成会、一九八〇〜一九九七
- 『新訂寛政重修諸家譜』全二巻・索引四・家紋編一、続群書類従完成会、一九六四〜一九六七、一九九二
- 内閣文庫影印叢刊『譜牒餘録』全三巻、国立公文書館内閣文庫、一九七三〜一九七五

大名・旗本各家の系図や経歴を知るための基本的な史料として、『寛永諸家系図伝』(寛永二〇年〜一六四三〜完成)、『寛政重修諸家譜』(文化九年〜一八二一完成)があります。いずれも、幕府が大名・旗本各家に命じて提出させた家譜をもとに、編さんされたものです。『寛政重修諸家譜』は、その名のとおり寛政期(一七八九〜一八〇二)までの多くの系譜を収めたもので、尼崎藩をはじめとする現市域の諸領主と、その家族について調べる際に参考となります。また『譜牒餘録』(寛政一一年完成)は、天和〜貞享期に幕府に提出された各家の由緒についての書き上げを写したもので、『寛政重修諸家譜』のもとになった史料です。『尼崎市史』第五巻に『譜牒餘録』収録の建部政長と戸田家の家譜を掲載しています。

このほか(表)に掲載した家譜・系図類があり、多くは『尼崎市史』をはじめ自治体史類に翻刻されています。これらの家譜・系図類には、幕府に提出された岩波書店、一九九〇

古代から幕末までに日本人が著述・編さん・翻訳した書籍の書誌データと所在を網羅的に掲載したのが、『国書総目録』です。和書について調べる際の基本文献であり、書誌データとしては編著者・成立時期・書籍の別称・巻冊数、翻刻・複製・刊行状況等を記録しています。『古典籍総合目録』は、これを継承する続編として編さん・刊行されました。また、これに情報を追加してウェブ上に公開したのが、国文学研究資料館の「日本古典籍総合目録データベース」です。このほか、早稲田大学をはじめとする大学図書館が、所蔵する古典籍等のデータベースをウェブ上に公開しています。

おわりに

以上、尼崎地域の近世史を調べる際、よく利用される基本文献をご紹介しました。これ以外にも多種多様な参考文献がありますので、効果的に活用してみてください。地域研究史料館では、この種の参考文献を可能な限り網羅的に揃えるよう努めており、その多くを開架閲覧室に備えています。どの文献をどう利用すれば良いのかといったご質問にもスタッフが応じますので、どうぞ相談してみてください。

本項では近世に編さんされた基本史料類の翻刻刊本を中心に参考文献を紹介しました。これ以外の辞書・事典・字典・便覧・史料集類も含めて解説したものとして次の論考があるので、あわせてご活用ください。

- 大国正美「尼崎の近世史を調べる」(一)(シリーズ「地域の歴史を調べる」八、『地域史研究』第二五巻第三号、一九九六・二)

(執筆著) 地域研究史料館(担当 三浦寿代)